

令和6年（家）105号事件

申立人 小濱耕治 外1名

第1準備書面 (社会的事実について)

令和6年10月1日

仙台家庭裁判所 家事審判係 御中

申立人ら手続代理人

	弁護士	太	田	伸	二
同	弁護士	佐	藤	由紀	子
同	弁護士	須	田	晶	子
同	弁護士	小	島		智
同	弁護士	飛	澤	聡	美
同	弁護士	宇	部	雄	介
同	弁護士	小	山		悠
同	弁護士	細	矢	智	史
同	弁護士	相	崎		豪
同	弁護士	岩	倉	匠	未
同	弁護士	山	下		将

目 次

第1	はじめに.....	7
第2	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）（甲B11）の施行とその影響について.....	9
1	法律の概要.....	9
2	最高裁令和5年10月25日大法廷決定（㊟）.....	10
3	小括.....	11
第3	中央省庁の取り組み.....	12
1	法務省.....	12
2	厚生労働省の職場におけるダイバーシティ推進事業.....	14
3	文部科学省の改訂版生徒指導提要.....	14
4	経済産業省・西村康稔経済産業大臣の発言.....	15
5	警察庁が所管する犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に関する最高裁決定（甲B52）.....	15
6	内閣府.....	16
7	性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の設置（甲B55）.....	16
8	小括.....	17
第4	政党の取り組み.....	17
1	自由民主党.....	17
2	公明党.....	17
3	立憲民主党.....	18
4	日本維新の会.....	18
5	国民民主党.....	18
6	日本共産党.....	18

7	れいわ新選組.....	18
8	社会民主党.....	19
9	小括.....	19
第5	地方公共団体の取り組み.....	19
1	性の多様性に関する条例（甲B58 参照）.....	19
2	パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の広がり等.....	21
	(1) パートナーシップ制度の広がり.....	21
	(2) ファミリーシップ制度の広がり.....	23
	(3) 自治体が進めるさらなる創意工夫.....	25
3	自治体の制度であることの限界・制約.....	25
	(1) 法律の効力が反映されないこと.....	25
	(2) 婚姻類似制度の創設ではネガティブな作用を生じさせること.....	26
4	地方議会が同性婚について国に対する意見書を提出していること.....	27
5	指定都市市長会が取り組みの強化を国に求めていること.....	28
6	仙台市ダイバーシティ推進会議.....	29
7	小括.....	29
第6	企業の取り組み.....	29
1	一般社団法人日本経済団体連合会.....	29
2	在日アメリカ商工会議所の提言.....	30
3	企業の取り組み.....	31
4	同性婚法制化賛同企業を可視化するキャンペーンの発足と日本を代表する 有名企業による多数の賛同.....	32
	(1) 同性婚の法制化に賛同する企業を可視化するキャンペーンの発足....	32
	(2) 賛同する企業は多数に及んでいること.....	32
	(3) 企業内の同性カップルに関する取組み『PRIDE指標』.....	32
	(4) PRIDE指標認定企業.....	33

(5) 顧客に対する、同性カップルに関する取組み	34
第7 憲法学説の状況	34
1 憲法13条関連	34
2 憲法24条関連	36
3 憲法14条関連	38
第8 学術団体・大学・福祉系団体の取組み	39
1 日本家族（社会と法）学会	39
(1) 「家族法改正ーその課題と立法提案」のテーマで学会開催	39
(2) 同性婚制度の導入の立法提案	39
(3) 立法提案の前提となる認識	39
(4) 個人の人権の尊重と平等な法的保護	40
(5) 婚姻類似制度では差別的扱いとなること	40
(6) 結論としての立法提言	40
(7) 同性婚は国家法レベルでも受容されるべきこと	41
2 日本学術会議	41
(1) 婚姻の性中立化のための民法改正提言	41
(2) 異性・同性を問わず、カップルが自由に婚姻あるいは非婚、パートナーシップ等を自由に選択できることが重要であること	42
(3) 婚姻の自由を制約することは許されないこと	42
3 日本GI（性別不合）学会	43
4 早稲田大学（甲B23）	43
5 お茶の水女子大学（甲B109）	44
6 宮城学院女子大学（甲B24）	44
7 東北大学（甲B110）	45
8 東京大学	45
9 大学の取組みについての小括	46

10	福祉系団体の動向.....	46
第9	弁護士会・司法書士会の取り組み.....	47
1	日本弁護士連合会.....	47
2	仙台弁護士会、その他弁護士会の決議.....	49
3	札幌地裁判決を契機とした弁護士会会長声明.....	51
4	東京地裁判決を契機とした弁護士会会長声明.....	51
5	議員等の発言・SNSへの投稿等を契機とした弁護士会会長声明.....	52
6	名古屋地裁判決・福岡地裁判決を契機とした弁護士会会長声明.....	52
7	札幌高裁判決を契機とした弁護士会会長声明.....	53
8	その他各弁護士会の会長声明.....	54
9	各弁護士会が開催するシンポジウム.....	54
10	司法書士会の動き.....	55
11	小括.....	56
第10	市民レベルでの取り組み.....	56
1	秋田プライドマーチ.....	56
2	みやぎにじいろパレード.....	57
3	シンポジウム.....	57
第11	同性婚に関する意識調査.....	57
1	NHKの世論調査.....	57
2	日本経済新聞社の世論調査（令和5年3月）.....	58
3	共同通信社の世論調査（令和5年2月）.....	58
4	NNN・読売新聞の世論調査（令和5年2月）.....	59
5	毎日新聞の世論調査（令和5年2月）.....	59
6	朝日新聞の世論調査（令和5年2月）.....	59
7	FNN・産経新聞社の世論調査（令和5年2月）.....	59
8	雑誌「ViVi」の意識調査.....	59

9	国立社会保障・人口問題研究所の調査（令和4年）	59
10	米調査機関ピュー・リサーチ・センターの調査	60
11	小括	60
第12	新聞報道及び書籍	60
1	新聞報道	60
2	法律系の書籍における「同性婚」の言及	77
第13	諸外国の動向	78
1	同性間の婚姻を可能とした国・地域が増加し続けていること	78
2	欧州諸国の登録パートナーシップ制度の発展と現状	78
3	英米における動向	80
第14	国連・国際人権法の動向	84
1	憲法と国際人権法	84
2	性的指向に基づく差別の禁止	85
3	家族生活の尊重を受ける権利	86
4	婚姻する権利	86
5	日本の義務履行に関する勧告等	87

第1 はじめに

本件婚姻届が受理されるべきことを基礎付ける社会的事実が存在することについて、申立書において概要を述べたが、本準備書面では詳細について説明し、さらに追加の事実を摘示する。

その概要は次のとおりである。

- 1 まず、「第2」では、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律につき、最高裁令和5年10月25日大法廷決定で述べられた点からすれば、同法制定の事実は本件婚姻届を受理するうえで重要な考慮要素であることを指摘する。
- 2 次に、「第3」では、中央省庁の取り組みとして、法務省、厚生労働省の職場におけるダイバーシティ推進事業等について整理した上、各省庁が近年、性的マイノリティに関して取り組みを加速させていること等を指摘する。
- 3 「第4」では、政党の取り組みとして、例えば令和6年2月、同性婚違憲判断を受け、自民党内で民法改正に向けた議論が始まったこと等、消極的だったとみなされてきた自民党にも積極的に姿勢が窺われたことと、このように多数の国会議員・政党が、同性婚が法的に認められるべきと発言していることを整理する。
- 4 「第5」では、地方公共団体の取り組みとして、性の多様性に関する条例の制定や、パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の広がり等があり、自治体の制度であることの限界・制約は存するものの、地方公共団体の取り込みは、非常に積極的なものと高く評価できること、そして、このような地方公共団体の取り組みは、市民から広く支持され受けられており、目立った反対意見や社会的混乱は起きていないことを指摘する。

- 5 「第6」では、企業の取り組みとして、経団連等の積極的活動の内容や、同性婚法制化賛同企業を可視化するキャンペーンに対する有名企業による多数の賛同があることを紹介する。
- 6 「第7」では、憲法学説の最新の状況について、憲法13条、24条、14条の各関連で、整理する。例えば、駒村圭吾教授は、「適切な婚姻制度を求める権利」を引き出すことができると述べる。そして、現行の家族法制は、「適切な婚姻制度を求める権利」を同性カップルに対して否定しており、法の下での平等に違反することにもなるとする。このように、申立人の請求を認めるべき方向での議論が盛んであることを明らかにする。
- 7 「第8」では、学術団体・大学・福祉系団体の取り組みについて述べる。例えば、地元の東北大学が令和5年3月、「みんなが主役 多様な性に関するガイドライン」を策定し、「性別、性的指向及び性自認に関わる人権侵害の防止」を明確に宣言しているが、私立・国立を問わず、多くの大学において、多様な性を尊重する重要性を述べ、そのための環境の実現に各々が努めている状況である。東北大学の基本理念にあるように、多様な性に関する認識が広がっているのであり、そのなかで、今まさに適正な対応が求められていることを指摘する。
- 8 「第9」では、弁護士会・司法書士会の取り組みを紹介する。国会が具体的な議論や法改正に着手することなく漫然と重大な人権侵害を続けている状況からすれば、まさに司法による解決が必要である。このような認識の下で、日弁連及び国内の多数の弁護士会、そして司法書士会が、会長声明等を用いて法律上同性同士の婚姻を認めていない現状が重大な人権侵害であるとの指摘を続けている。
- 9 「第10」では、市民レベルでの取り組みにふれる。秋田プライドマーチ、みやぎにじいろパレード、仙台でのシンポジウムといったように、東北でも、多くのイベントが開催されている。

- 1 0 「第 1 1」では、同性婚に関する意識調査について、NHKをはじめとする報道機関や、雑誌、研究機関等の調査について整理する。ここからは、世代、支持政党を問わず、同性婚を法的に認めることについて賛成の国民が多数であり、同性婚を法的に承認することについての国民の理解は十分に得られていることが指摘できる。
- 1 1 「第 1 2」では、新聞報道について、様々な観点から整理し、また、法律系の書籍における「同性婚」の言及の度合いについてもふれる。
- 1 2 「第 1 3」では、諸外国の動向として、同性間の婚姻を可能とした国・地域が増加し続けていることについてふれた上、欧州諸国の登録パートナーシップ制度の発展と現状、英米における動向を紹介する。
- 1 3 「第 1 4」では、国連・国際人権法の動向について、権利構成から整理しながら、日本の義務履行に関する勧告等が存するという、不名誉な状況を紹介するが、これらの勧告は、他国から日本に対する期待の表明といえ、この勧告を踏まえて判断することが求められることを指摘する。
- 1 4 このように、本件婚姻届が受理されるべきことを基礎付ける社会的事実が存在することについて、以下、各点について詳述する。

第 2 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 6 8 号）（甲 B 1 1）の施行とその影響について

1 法律の概要

- (1) 令和 5 年 6 月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 6 8 号）」（以下「LGBT理解増進法」という。）が施行された。
- (2) 同法は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること」を目的とし（1 条）、基本理念として「性的指

向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。」（3条）と規定している。

- (3) 併せてLGBT理解増進法は、国及び地方公共団体の役割（4条、5条）、事業主等の努力（同法6条）、施策の実施の状況の公表（7条）、政府による基本計画の策定（8条）、学術研究等（9条）、知識の着実な普及等（10条）、各省庁横断の性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（11条）等について、規定している。

2 最高裁令和5年10月25日大法廷決定（㊟）

- (1) 性別の取扱いの変更審判申立事件（生物学的な性別は男性であるが心理的な性別は女性である抗告人が、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という。）3条1項の規定に基づき性別の取扱いの変更の審判を申し立てた事件）において、令和5年10月25日、最高裁大法廷は、このLGBT理解増進法が制定された事実を、性同一性障害を有する者を取り巻く社会状況の変化の一事情として取り上げ、特例法3条1項4号の規定（「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」）を法令違憲と判断している。
- (2) すなわち、上記最高裁大法廷決定は、性同一性障害を有する者を取り巻く社会状況等のなかで「令和5年6月には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として『性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増

進に関する法律』が制定された」として、LGBT理解増進法が制定された事実についても指摘したうえで、特例法3条1項4号の目的について、「性別変更審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ社会に混乱を生じさせかねないこと、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける必要があること等の配慮に基づくものと解される」が、「性同一性障害を有する者に関する理解が広まりつつあり、その社会生活上の問題を解消するための環境整備に向けた取組等も社会の様々な領域において行われていることからすると、上記の事態が生じ得ることが社会全体にとって予期せぬ急激な社会に当たるとまではいい難」く、「特例法の制定時に考慮されていた本件規定による制約の必要性は、その前提となる諸事情の変化により低減しているというべき」と述べ、特例法3条1項4号を違憲と判断している。

- (3) この最高裁決定を受けて、盛岡家庭裁判所は、令和6年5月22日、性同一性障害と診断されている会社員が生殖能力をなくす手術を受けないまま戸籍上の性別を女性から男性へと変更するよう申し立てたのに対し、性別変更を認める決定をしている（甲B43）。

3 小括

上記最高裁大法廷決定が斟酌したように、LGBT理解増進法が制定された事実は、本件婚姻届を受理するうえで重要な考慮要素である。なぜなら、同法が「全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」ことを理念として掲げ、「性的指向又はジェンダーアイデンティティを利用とする不当な差別はあってはならない」と規定していることからすれば、本件婚姻届が受理されるべきことは同法の趣旨に沿うものというべきであり、反対に本件婚姻届を受理しないことは同法の趣旨に反

するからである。このような点に加え、本件婚姻届が受理されるべきことを支える社会的事実が存在する。前述のとおり、同法は、国、地方公共団体、事業主等に役割を与え、学術研究・知識の普及について規定しているので、以下、概ねこの順に従って社会状況を確認していき、続いて諸外国の動向、国連・国際人権法の動向について述べる。

第3 中央省庁の取り組み

1 法務省

(1) 法務省の取り組み

法務省が管轄する人権擁護機関において、「性的マイノリティに関する偏見へ差別をなくそう」を強調事項として掲げて人権啓発活動に取り組んでいることや、特設サイト「Myじんけん宣言・性的マイノリティ編」を開設していることなどについては既に申立書で述べたところである。後者の特設サイトでは、トヨタ自動車株式会社、ソフトバンク株式会社、ANAホールディングス株式会社、日本テレビホールディングス株式会社、サントリーホールディングス株式会社など錚々たる企業がその取り組みを披露している。小泉法務大臣は、「誰もが互いを信頼し合い、幸せを実感できる社会の実現に向けて、法務省一丸となって取り組んでまいります。」とのメッセージを掲載した（甲 B 4 4）。内田博文全国人権擁護委員連合会会長は、「人権は発展し続けています。この発展を牽引しているのは、人権を侵害された方々たちです。21世紀の人権は、当事者による当事者のための当事者の人権といわれる所以です。そのために、きのうの常識はきょうの非常識ということも起こり得ます。人権の学びに終わりはありません。学びをやめると、気がつかないうちに人権を侵しかねません。」とのメッセージを寄せている（甲 B 4 5）。

(2) 法務大臣の発言

小泉龍司法相は、令和6年3月15日の閣議後記者会見で、同性婚を認めない法律の規定を憲法違反と判断した札幌高裁判決について、「さまざまな判決で判断が分かれたところもあり、中身を注視していく。この問題は一人一人の家族観に関わり、広く影響が及ぶ。国民的なコンセンサスと理解が求められる」旨の見解を示した。また、「国会での議論や、自治体のパートナーシップ制度の導入・運用状況などを幅広く見て、国民に議論してもらいたい」と述べている（甲B46）。

その後、小泉法相は同年5月23日の参議院法務委員会で「多くの国民が理解した上で同性婚が認められれば、間違いなく幸せの量は増えると思う」と述べ、関連した議論を法務省内で続けていることを明らかにした（甲B47）。

さらに、小泉法相は、同月29日の衆議院法務委員会で、同性婚に関わる動きについて「受け身ではなく積極的に身を乗り出して注視するというスタンスでしっかり臨みたい」と述べた（甲B48）。

(3) 同性パートナーも刑務所での面会可能へ（甲B49）

法務省が管轄する岩国刑務所（山口県）は、受刑者の同性パートナーを内縁関係と認め、親族として受刑者と面会できるように内規を変更した。弁護士や医師ら外部の市民でつくる刑事施設視察委員会の意見を踏まえ、内縁関係を異性間に限定していた内規の記載を削除し、性別を問わない形に改めたというものである。岩国刑務所の担当者は、「内縁者は、社会復帰に向けた重要なパートナーだ。社会の認識が変わる中、異性しか内縁と認めないのは時代に即していない」と説明している。法務省の幹部も「視察委の提言に柔軟に対応した好例だ」等とコメントしている。

2 厚生労働省の職場におけるダイバーシティ推進事業

厚生労働省の取り組みについては、既に申立書でも述べたが、同省では次のような事業も行っている。同省は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託し、令和2年3月、500頁にわたる「職場におけるダイバーシティ推進事業 報告書」を公表し、「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集～性的マイノリティに関する取組事例～」も作成している。同報告書は、事業の目的を「性的指向・性自認に関する企業の取組事例等を調査し、企業での取組や政策の検討に役立てること」だとしている（甲B50）。

3 文部科学省の改訂版生徒指導提要

文部科学省が、改訂版生徒指導提要（令和4年12月）において、性的マイノリティに関する課題と対応について追記したことは申立書でも既に述べた。改訂版生徒指導提要（甲B51 256頁）は、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律について、『文部科学省では、平成22年に「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応をするよう要請が行われました。』、『平成27年には「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」が発出され、具体的な配慮事項などが示されました。』、『平成24年に閣議決定された「自殺総合対策大綱」においては、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教員の理解を促進する」ことの必要性が示されました。』と記載している。ここで指摘されている「性的マイノリティについての無理解や偏見」には、同性婚を認めないことも含まれていることが十分に自覚されるべきである。

この点、改訂版生徒指導提要（甲B51・264頁）は、さらに『性的マイノリティに関する大きな課題は、当事者が社会の中で偏見の目にさらされるなどの差別を受けてきたことです。少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向などを理由とする差別的扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだに偏見や差別が起きているのが現状です。』と指摘しているが、正当な指摘といえよう。

4 経済産業省・西村康稔経済産業大臣の発言

令和5年2月7日に行われた、閣議後記者会見において、同性婚の合法化について岸田総理が全ての国民にとって家族観や価値観、そして社会が変わってしまうと述べた国会答弁に対する意見を聞かれ、西村経済産業大臣は、「同性婚制度の導入につきましては、親族の範囲、あるいはそこに含まれる方々の間でどのような権利義務関係等を認めるかといった国民生活の基本に関わる問題がございます。また、国民一人一人の家族観とも密接に関わる問題であると認識しております。その意味で、岸田総理は、同性婚をめぐる議論の否定をされているのではなく、社会全体に影響を与えるものであるという、そうした認識を示されたものと私自身理解をしております。まずは国民各層で様々な意見があると思いますし、国会における議論もあります。また、訴訟もなされております。その動向、それから実際にパートナーシップの制度の導入なども進められておりますし、また運用状況なども見ていく必要があると思っております。」と述べている（甲B258）。

5 警察庁が所管する犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に関する最高裁決定（甲B52）

警察庁が所管する犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）は、遺族給付金の支給を受けるこ

とができる遺族の範囲について、「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」（5条1項1号）と規定しているところ、同性パートナーがこれに含まれるかが争点となった訴訟において、最高裁令和6年3月26日判決は、『犯罪被害者と同性の者は、犯給法5条1項1号括弧書きにいう「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当し得ると解するのが相当である』と判示している。

6 内閣府

(1) 内閣官房長官の発言

林芳正官房長官は、同月14日の記者会見で、同性婚を認めない民法や戸籍法は「婚姻の自由」を定めた憲法に反すると判断した札幌高裁判決を受けて、「確定前の判決で、ほかの裁判所に同種の訴訟が継続している。その判断も注視したい」と述べている（甲B53）。

(2) 学術研究の報告書の公表

内閣府は、令和6年5月27日、LGBT理解増進法9条に基づき、100頁を超える学術研究等の遂行に資する既存研究等の調査分析報告書を公表した（概要につき甲B54）。

7 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の設置（甲B55）

LGBT理解増進法11条に基づき、関係各省庁を横断的に構成した性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議が設置された。同会議は、内閣府政策統括官、内閣官房内閣審議官、総務省大臣官房総括審議官、法務省人権擁護局長、外務省総合外交政策局長、文部科学省総合教育政策局長、厚生労働省政策統括官、国土交通省総合政策局長で構成されている。令和5年8月9日に第1回会議が開催され、令和6年8月9日までに6回の会議が精力的に開催され成果を上げている。

8 小括

各省庁は、近年、性的マイノリティに関して取り組みを加速させている。小泉法相の「多くの国民が理解した上で同性婚が認められれば、間違いなく幸せの量は増えると思う」、「受け身ではなく積極的に身を乗り出して注視するというスタンスでしっかり臨みたい」という発言はその裏付けと理解できる。林芳正官房長官や西村経済産業大臣は、司法判断を注視したいと述べるにとどまるものの、こうした性的マイノリティに関する取組を否定していない。

第4 政党の取り組み

1 自由民主党

令和6年2月、同性婚違憲判断を受け、自民党内で民法改正に向けた議論が始まった（甲B56）。

渡海紀三朗政調会長は、同年3月14日、国会内で記者団に「党内にいろんな意見がある。議論は進めないといけない」旨述べて前向きな姿勢を見せた（甲B53）。

同月22日に「公益社団法人 Marriage For All Japan – 結婚の自由をすべての人に」が衆議院第一議員会館で開催した「第6回マリフォー国会（院内集会）」では、自民党を代表して参加した牧島かれん衆議院議員が、同性婚の法整備に賛成か尋ねられ、△を表示し、「現時点で、党として同性婚について議論する場が設定できていない。一方で、原告の意見や札幌高裁の判決を重く受け止めている。どのように応えていけるのか、議論を進めていきたい。」旨の積極的な発言をした（甲B57）。

2 公明党

高木陽介政調会長は、同月14日、「党内で議論を進めたい」旨述べている（甲B53）。

同月 22 日に開催された「第 6 回マリフォー国会」では、公明党を代表して参加した谷合正明参議院議員が、同性婚の法整備に賛成を表明し、「マニフェストで法制化を掲げていることに言及し、立法府として議論するステージにきている、答弁で「慎重な検討」が続いているのは不誠実ではないか。」と述べている（甲 B 57）。

3 立憲民主党

同「第 6 回マリフォー国会」では、立憲民主党を代表して参加した西村ちなみ衆議院議員が、同性婚の法整備に賛成を表明し、「立憲から婚姻平等の法案を提出済み。一刻も早く実現したい。」と述べている（甲 B 57）。

4 日本維新の会

同「第 6 回マリフォー国会」では、日本維新の会を代表して参加した高木かおり参議院議員が、同性婚の法整備に賛成を表明し、「札幌高裁の判決は大きなうねりになって世の中を変えていこう。」と述べている（甲 B 57）。

5 国民民主党

同「第 6 回マリフォー国会」では、国民民主党を代表して参加した玉木雄一郎衆議院議員が、同性婚の法整備について、「札幌高裁の判決を受けて、個人的には同性婚に賛成だが、党内の正式な意思決定はこれからなので、△とした。」旨述べている（甲 B 57）。

6 日本共産党

同「第 6 回マリフォー国会」では、日本共産党を代表して参加した宮本岳志衆議院議員が、同性婚の法整備に賛成を表明し、「党として全力で一丸となって進めている。」と述べている（甲 B 57）。

7 れいわ新選組

同「第 6 回マリフォー国会」では、れいわ新選組を代表して参加した大石あきこ衆議院議員が、同性婚の法整備に賛成を表明し、「同性婚が認められ

ないのは憲法違反なのは明らか。最大の障壁を取り除いていきたい。」と述べている（甲B57）。

8 社会民主党

同「第6回マリフォー国会」では、社会民主党を代表して参加した大椿ゆうこ参議院議員が、同性婚の法整備に賛成を表明し、「同性婚の法制化はもちろん、あらゆるLGBTQが差別されない法律、トランスジェンダーの手術要件の撤廃なども含め、実現していきたい。」と述べている（甲B57）。

9 小括

「第6回マリフォー国会」（院内集会）に、党を代表して参加した野党議員の全員が、同性婚の法整備に賛成を表明した点は重視されるべきである。さらに、与党のうち公明党は同性婚の法整備に明確に賛成しており、消極的だったとみなされてきた自民党にも積極的に姿勢が窺われたことは特筆すべきである。このように多数の国会議員・政党が、同性婚が法的に認められるべきと発言したことは重要な社会的事実である。

第5 地方公共団体の取り組み

1 性の多様性に関する条例（甲B58 参照）

- (1) 平成24年4月に施行された大阪府泉南市の泉南市男女平等参画推進条例は、「性的指向」を「性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念」（2条6号）と定義づけたうえで、「すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず性別及び性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行なってはならない」（10条1項）と規定し、「性的指向」に対する差別的取扱いを禁止した（甲B59）。
- (2) その後平成25年11月に施行された文京区条例及び平成26年1月に施行された多摩市の条例では、個々人の「性的指向」を尊重した取組みに

加え、障害という認識・捉え方ではなく「性自認」を尊重した取組みをも勘案した差別禁止規定が設けられた。

ア 文京区男女平等参画推進条例（甲 B 6 0）

文京区男女平等参画推進条例は、「性的指向」又は「性的自認」に起因する差別的な取扱いに関して、「何人も、配偶者からの暴力等、セクシャル・ハラスメント、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。）その他の性別に起因する人権侵害を行ってははならない」（7条1項）と規定している。

イ 多摩市女と男の平等参画を推進する条例（甲 B 6 1）

多摩市女と男の平等参画を推進する条例は、基本理念として「すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を發揮し、意欲及び希望に沿って、社会的責任を分かち合うこと」（3条1号）を掲げたうえで、性的指向及び性自認による差別に関して、「市、市民、事業者及びその他の団体は、社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を行なってはなりません」（7条1項）とし、また、「市、市民、事業者及びその他の団体は、情報を公表する際には、それらの情報が、男女平等参画社会の実現を阻害し、性別による差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を助長し、又は暴力的行為を誘発することのないように配慮しなければなりません」（8条）と規定している。

- (2) そしてその後制定された性の多様性に関する条例のほとんどは、「性的指向」及び「性自認」に対する差別的取扱いの禁止としており、この差別禁止という制度設計に取り組む自治体は全国的に広がっている（甲 B 5 8 参照）。

(4) この点、前述した令和5年10月25日最高裁大法廷決定は、性同一性障害を有する者を取り巻く社会的状況等として、「地方公共団体においては、平成25年に、東京都文京区で性自認等を理由とする差別的な取扱いその他の性別に起因する人権侵害を行なってはならない旨の条項を含む条例が制定されて以降、相当数の地方公共団体の条例において同趣旨の条項が設けられている。」（同判旨5頁）と適示したうえで違憲の判断を導いている。

2 パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の広がり等

(1) パートナーシップ制度の広がり

ア パートナーシップ制度とは何か

パートナーシップ制度とは、自治体が、同性カップルに対して、二人のパートナーシップを証明し、または、二人のパートナーシップの宣誓を受け取るなどの制度であるが、平成27年4月に渋谷区で導入されたのを皮切りに、日本各地でパートナーシップ制度が広がりを見せている。令和6年5月13日時点において、458を超える地方公共団体がこれを設け、これらをカバーする人口は、我が国の総人口の約85%になっている（甲B62。なお、導入自治体数は、都道府県での導入の場合も都道府県内自治体を計上するのではなく、単に1と数えている）。

イ 東北地方での導入事例

東北地方の県でパートナーシップ制度を導入しているのは、青森県、秋田県、山形県であり、また弘前市、盛岡市、一関市、秋田市、酒田市、伊達市など多数の市でも導入、後述のように仙台市や福島県も本年度（2024年度）中の導入を決めている。

福島県いわき市は、パートナーシップ制度がまだ導入されていないが、高校生らの団体が、2023年10月2日、500を超える署名を市に提出したことが注目される（甲B63）。

自治体の定めにもよるが、パートナーシップ制度を利用することにより、同性カップルも公営住宅へ家族として入居が可能になったり、病院での面会の際に家族と同様に手続することができるようになる（あきたパートナーシップ宣誓証明制度（甲B64）参照）。

ウ 仙台市がパートナーシップ制度の導入を決めていること（甲B65、甲B66）

令和6年5月23日、仙台市は、本年度初の男女共同参画推進審議会を開き、LGBTQなど性的少数者のカップルを婚姻相当と認めるパートナーシップ制度の骨子案を明らかにした。

同制度では、利用対象を一方か双方が性的少数者と明記しており、市への宣誓によって受領証を交付し、子どもがいる場合は希望に応じて受領証に記載できるようにする。仙台市は同制度について、短期間で修正可能で意見を反映しやすいように条例ではなく要綱として策定する見込みであり、また性的少数者の支援策を明確に打ち出すため、事実婚については住民票での事実婚の届出により公的に関係性を表せるほか社会保険が適用されうる点も考慮し、異性カップルの事実婚は対象外としている。仙台市は、2024年6月下旬からパブリックコメントを行ない、本年度内の導入を目指している。

エ 福島県がパートナーシップ制度導入を決めていること（甲B67）

令和6年6月25日、福島県は、パートナーシップ制度を今年（令和6年）秋ごろに導入する方針を示した。県生活環境部長は「全国の半数を超える25都道府県が導入している。市町村からは県としての導入を望む声がある」と説明した。

オ 小括

このように、住民との距離が近く、直接その声が届けられやすい地方自治体レベルにおいては、同性カップルの関係を婚姻関係や家族と同視し得るものとして承認する動きが着実に広がっている。

またパートナーシップ制度は自治体が独自に定めるもので、パートナーシップ宣誓をした人がその自治体から転出した場合には、基本的にはパートナーシップ宣誓証明書や受領書などを返還し、転出先の自治体で新たに手続きを行なう必要がある。しかし、パートナーシップ制度の導入が増え、転出元も転出先もパートナーシップ制度が導入されているケースなどが増えてきたことから、都市間で相互に連携できる自治体も増えてきている（甲B68）。

(2) ファミリーシップ制度の広がり

ア 明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度

令和3年1月から、明石市では「明石市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始した。同制度は、カップルの関係にとどまらず、子との関係も含めて証明するものであり、パートナーシップ制度をさらに発展させたものとなっている。制度導入の趣旨として明石市では、「性的指向や性自認、どのような性表現をするのかに関わらず、すべての市民が自分自身を大切にし、自分らしく生き、互いを認め合える『ありのままが当たり前前のまち』」、「誰もが人生のパートナーや大切な人と、家族として安心して暮らすことのできるまち」の実現を目指して、同制度をスタートしたとしている（甲B69）。

同市では、例えば、法律上の親でないパートナーも連携医療機関において病状説明や入退院手続きなどを受けることができる、市営住宅に家族として入居できるなど、子との関係で生活上生じる問題について効果を認め、自治体でできる範囲で生活と暮らしに即した工夫をしている（甲B69）。

その後、徳島市、東京都足立区などもファミリーシップ制度を開始、東北では盛岡市（令和5年5月1日施行、甲B70）、伊達市（令和6年1月4日施行）などが制度を導入している（甲B71）。

イ 福島市パートナー・ファミリーシップ制度（甲B72）

福島市は、LGBTQなど性的少数者のカップルなどの家族関係を証明する「市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」の運用を令和6年7月1日に開始した。制度が始まったこの日、1組のカップルが宣誓書を提出し、市の第1号となった。

また同市は、「市が率先して推進を図るため」、市の独自制度として、市職員の場合も制度を適用し、配偶者と同様に扶養手当や忌引休暇などの対象にしている。

ウ 小括

このように自治体において、ファミリーシップ制度の導入が進んでいることは、法律上同性のカップルによる子育てが、「一人の男性と一人の女性との人的結合関係とその間に生まれた子から構成される家族」と同様に多様な子育てのひとつのモデルとして社会的に認識されていることの証である。

前述した令和5年10月25日最高裁大法廷決定において、特例法3条1項4号のみでなく5号についても憲法13条に違反し無効であると述べた三浦守裁判官も、その反対意見のなかで、「最近では、パートナーシップ制度と併せて、子や親を含め、ファミリーシップ制度を設ける地方公共団体も増加」していると指摘し、「身近な地域社会において、このような制度が拡大し、特に大きな問題もなく運用されているとうかがわれることは、性同一性障害を有する者を含む性的少数者が、家族を形成して子育てをし、充実した社会生活を営むという、多様な家族の在り方に関する社会的状況の変化を示しているというべき」と述べている。

(3) 自治体が進めるさらなる創意工夫

ア 鳥取県倉吉市における同性パートナーの住民票表記（甲B73）

鳥取県倉吉市では、多様な性や価値観を持つ市民が、互いに尊重し合い、誰もが自分らしい生き方ができるまちづくりを目指すとして、令和5年10月からファミリーシップ制度を導入しているところ、この制度の一環として、住民票同一世帯のパートナーは、住民票の写しの請求が同一世帯員とできるとしたうえで、希望があれば続柄を「妻（未届）」または「夫（未届）」をすることができるとしている。

イ 長崎県大村市において同性カップルに「夫（未届）」の住民票を交付したこと（甲B74）

長崎県大村市では、令和5年からパートナーシップ制度を導入しているところ、令和6年5月2日、同市は、市内の同性カップルに対し、続き柄欄に「夫（未届）」と記載した住民票を交付した。

同市民課では、このような市としての対応は把握する限り初めてであると述べたうえで、市にも確認し申請者に寄り添って対応したと説明している。

これは、これまで男女間の事実婚として利用されていた表記を、同性カップルにも適用したものであり、同性間の事実婚が住民票という公的文書に記載される形で認められたことは、同性カップルの関係が婚姻関係として社会的に承認されるに至ってきたという意味でその意義は大きい。

3 自治体の制度であることの限界・制約

(1) 法律の効力が反映されないこと

ア パートナーシップ制度やファミリーシップ制度が広がっているとはいえ、あくまで自治体が定めたものであり、法律の効力は反映されない。

例えば、民法上の扶養義務（民法752条）、財産分与（民法768条）、相続権（民法882条、890条、900条1号ないし3号）、遺

留分（民法1042条以下）、配偶者居住権（民法1028条以下）及び共同親権（民法818条1項）などの婚姻に伴う法的効果を楽しむことはできないし、所得税・住民税の配偶者控除（所得税法2条1項33号ないし同項33号の4、83条、83条の2、地方税法34条1項10号の2）などの優遇措置を受けることも、遺族年金（国民年金法37条柱書、厚生年金保険法59条参照）を受け取ることもできない。

イ パートナーシップ制度は、住民である同性カップル当事者らが生活上直面する困難の軽減、また社会におけるLGBTに関する理解促進、差別偏見解消の上で重要な意義を果たしてきていることは確かである。

しかし、家族としての法的保障は自治体では実現できないこともまた事実である。多数の権利や利益が婚姻の法的効果として認められており、それらの効果が身分関係の創設・公証と結びつけられていることに婚姻の本質がある。

国の取組みが進まないからこそ、自治体のできる範囲でパートナーシップ制度などの取組みが積み重ねられてきているのであり、パートナーシップ制度では婚姻と同じ法的権利が保障されるわけではなく、これが婚姻制度を代替するものでは決してない。

(2) 婚姻類似制度の創設ではネガティブな作用を生じさせること

また仮に、同性カップルに対して婚姻と同等の法的効果が与えられる婚姻類似の制度が設けられるとしても、同性カップルの関係が社会内において婚姻と同等のものとして受け止められることにはならず、同性カップルが異性カップルと同等の社会的公証を享受し得ることにはならない。

むしろ、このように別の制度を設けることにより、同性愛者らに対する劣等感やスティグマの付与というネガティブな作用を生じさせる。憲法学者の松原俊介氏も、「婚姻の法的効果の一部を認める婚姻類似の制度を設けることで、同性カップルに対して婚姻制度への参加を認めないというこ

とは、彼らにスティグマを与え、『二級市民』に貶めるものであり、この点は、婚姻制度とまったく同等の法的効果を定めるパートナーシップ制度を設けることによっても解消されるものではない」（甲B75「同性婚問題からみる平等の救済方法」法セミ818号、22頁）と述べている。

4 地方議会が同性婚について国に対する意見書を提出していること

(1) 京都府長岡京市議会の意見書（甲B76）

前述のように、自治体の制度であるがゆえの限界があることから、長岡京市議会は「同性婚の法制化に関する議論の促進を求める意見書」を衆参議院各議長、内閣総理大臣及び法務大臣に提出した。

同意見書では、「わが国には、すでに同性のカップルが人生を共にし、結婚に相当する生活を営んでいます。しかし同性婚がないため、共に築いた財産の相続も、他人と同じ扱いです。共に子どもを育てている同性カップルも存在し、大阪や愛知で同性カップルが養育里親となりました。しかし法的にその子の「両親」にはなれません。」「これらは地方自治体に広がる『パートナーシップ制度』では解決できません。また、同性婚がないことは、異性愛のみが正当だという認識につながり、多くの性的少数者に、自分もひとしく社会で認められ尊重される存在だと思ふことをより難しくさせているとの指摘もあります。」「現在では、性的少数者への理解や配慮を政府が積極的に呼びかけ、安倍前首相も『性的少数者への差別や偏見はあってはならず、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、そして支え合い、誰もが生き生きとした人生を享受できる共生社会を実現する』と述べています。社会的理解も進むもとの、裁判所が同性カップルに関しても『不貞行為』を認定したり、政府が国際同性パートナーの海外退去命令を撤回するなど、事実婚と同様に扱う事例もあらわれています。『検討していない』から『議論する』へと進むことが今、

求められています。」として、国に対し、同性婚の法制化に関する議論の促進及び早期に結論を示すことを求めている。

- (2) ほかに、奈良県大和郡山市（甲B77）、東京都清瀬市、大阪市などで市議会が同性婚に関する意見書を採択しており、各意見書は、衆参議院各議長、内閣総理大臣、法務大臣などに提出されている（甲B78）。

5 指定都市市長会が取り組みの強化を国に求めていること

同性カップルに対する全国レベルでの法的保障等の取り組みは国でなければできないことから、全国20の指定都市の市長からなる指定都市市長会は、2018年7月、国に対する要請「性的少数者に係る窓口の一元化及びパートナーシップ制度を含めた取組の強化に関する指定都市市長会要請」を全会一致で採択し、内閣府に対して要請を行っている（甲B79）。

同要請では、パートナーシップ制度が全国的な広がりを見せてきている状況を踏まえると、「国は、既にパートナーシップ制度を導入している自治体の制度と整合を図りながら、当事者が居住する地域に関わらず、あらゆる性別、性的指向、性自認、性表現が尊重されるよう社会環境の整備に取り組むとともにパートナーシップ制度を含めた性的少数者への理解促進や自治体の取組を促進するような支援を行うことが必要」であるとして、誰もが互いの多様性を認め合い、それぞれの人権を尊重しあえる社会の実現を目指し、

「1. 各府省が所管している性的少数者に係る様々な施策を総合的に調整し、一元管理する組織を明確にすることにより、国としての取組を強化すること。2. 国として、性の多様性を認め合う社会の実現に向けて、先行自治体の取組事例や意見等を踏まえ、性的少数者への理解促進や取組の強化に関する取組方針を示すこと。」、これらの事項に早期に取り組むよう国に求めた。

6 仙台市ダイバーシティ推進会議

(1) 仙台市は、ダイバーシティ推進会議を立ち上げ、令和6年6月2日、初めて意見交換を行なった。仙台市のダイバーシティ推進会議は、公共政策などを専門とする大学教授や、企業の代表など12人で構成されており、市内に位置する東北大学が国際卓越研究大学の認定候補に選ばれ外国人の増加などが見込まれることから仙台市は世界標準のダイバーシティを推進している。仙台市の郡市長は、「この機会を生かして選ばれる都市に成長する鍵は、ダイバーシティにあると確信している」と述べている。

同会議では、性的マイノリティーの当事者に配慮したサービスなどについて意見が交わされた（甲B80、甲B81）。

(2) このように多様性に配慮していく方針を明言し取り組み始めているのであるから、仙台市としては、同性パートナー同士の婚姻届についても受理していくべきである。

7 小括

総じて、地方公共団体の取り込みは、同性カップルやその家族に対して非常に積極的なものと高く評価できる。このような地方公共団体の取り組みは、市民から広く支持され受けられており、目立った反対意見や社会的混乱は起きていないことも重要な社会事実である。

第6 企業の取り組み

1 一般社団法人日本経済団体連合会

一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）は平成29年5月16日「ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて」という提言を公表し、性的少数者の理解促進、差別解消を呼びかけた（甲B82）。

また、直近では令和6年4月11日、経団連は、ダイバーシティ推進委員会企画部会を開催し、「Marriage For All Japan—結婚の自由をすべての人に」の松中権理事（work with Pride 代表）ならびに寺原真希子代表理事・弁護士から、LGBTQ+や同性婚の法制化をめぐる動きについてそれぞれ説明を聴くとともに意見交換するなど、積極的に活動を行っている（甲B82）。

2 在日アメリカ商工会議所の提言

2018（平成30）年9月、在日アメリカ商工会議所（ACCJ）は、「在日米国商工会議所意見書 日本で婚姻の平等を確立することにより人材の採用・維持の支援を」を公表し、その中で、日本政府に対して、同性カップルにも婚姻の権利を認めるよう提言した（甲B83）。この意見書への賛同は、在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所等の在日本の外国の商工会議所のみならず、欧州ビジネス協会（EBC）のほか、日本組織内弁護士協会（JILA）を含む多数の法律事務所、企業等に広がっている（甲B84）。

ACCJは2024年にも同様の意見書を公表しており、そのなかで2018年9月の意見書が婚姻の平等に関する日本の国内の活動にも多大な影響を与えているとしたうえで、「日本の社会は既にLGBTカップルの平等な婚姻を認める方向に向けて動き始めているものの、日本はG7の中で未だに同性婚を合法化していない唯一の国である。」と指摘し、「2020オリンピック・パラリンピックや2023年の広島サミット以前に日本のダイバーシティに対するコミットメントを示す機会を逸したことに鑑みると、日本政府が早急にこうした改正を行い、婚姻の平等に対する日本のコミットメントを示すことが大きなメリットになる」とし、日本政府に対し、婚姻の法的平等を早急に実現するよう提言している（甲B85）。

3 企業の取り組み

各企業においても、法律上同性のカップルが子を産み、育てているという実態を認知し、これに応じて、配偶者がいる場合に適用する福利厚生制度を、法律上同性のパートナーがいる従業員にも拡充するといった法律上異性のカップルと同様の福利厚生の提供等の取り組みを拡大している。

(1) ゴールドマン・サックス

同居1年以上の相手を「ドメスティック・パートナー」として会社に届け出ることにより、健康保険の保険料補助をはじめ、特別有給休暇や赴任時の手当、事業内のフィットネスセンターや介護支援プログラムの利用など、同性間でも配偶者とほぼ同等の福利厚生制度が利用できる（甲B86）。

(2) 日本IBM

2016（平成28）年に同性パートナーを配偶者と同等に見做す「IBMパートナー登録制度」を施行し、パートナーとの結婚・出産などの特別有給休暇や育児及び介護休職の取得、慶弔見舞、赴任旅費の対象を登録されたパートナーに拡大した（甲B87、甲B88参照）。

(3) 日本コカ・コーラ株式会社

配偶者の定義変更により慶弔休暇、慶弔金、介護休暇・介護休業、パートナーの育児休暇、転勤援助規程なども同性パートナーに適用した（甲B89）。

(4) KDDI株式会社

同性パートナーとの子を社内制度上「家族」として扱う「ファミリーシップ」制度を開始し、法律上同性のパートナーとの子について、手当・祝い金などを支給し、休暇取得などを可能とした（甲B90）。

(5) 小括

このように、一企業の取組みとして、法律上同性のカップルの家族形成・子育てを、法律上異性のカップルと同様に扱う取組みがなされている。このことから、社会として、法律上同性のカップルも法律上異性のカップルと同様に子を育てる一つの共同体とする認識が広がっているといえる。

4 同性婚法制化賛同企業を可視化するキャンペーンの発足と日本を代表する有名企業による多数の賛同

(1) 同性婚の法制化に賛同する企業を可視化するキャンペーンの発足

2020（令和2）年11月18日、同性婚法制化に賛同する企業を可視化するキャンペーン「Business for Marriage Equality」が発足した（甲B91）。

(2) 賛同する企業は多数に及んでいること

「Business for Marriage Equality」または前述した「在日米国商工会議所意見書」（甲B89）に賛同する企業・団体は、2024（令和6）年6月4日時点で、506にも及んでいる（なお、「Business for Marriage Equality」と「在日米国商工会議所意見書」のいずれにも賛同している場合もあるが、重複して数えてはいない）（甲B92）。

(3) 企業内の同性カップルに関する取組み『PRIDE指標』

職場での性的マイノリティに関する取組みについては、その評価指標である「PRIDE指標」とその認定企業が2016年から発表されている（甲B88）。認定は、毎年行われており、ある年に認定されても、それはその年限りのものである。

「PRIDE指標」においては、「Policy（行動宣言）」、「Representation（当事者コミュニティ）」、「Inspiration（啓発活動）」、「Development（人事制度：プログラム）」及び

「Engagement/Empowerment（社会貢献・渉外活動）」の5つの指標からなり、5つの指標のすべてを充たしていればゴールド、4つでシルバー、3つでブロンズの認定となる（甲B88）。そしてこのうち、「<Development：人事制度、プログラム>評価指標」を充たすには、同性パートナーがいる従業員向けの、次にあげる7つの施策のうち3つ以上を実施している必要がある（甲B88）。

- ①結婚、出産、育児（パートナーの子も含む）、家族の看護、介護（パートナー及びパートナーの家族も含む）等の各休暇や休職制度
- ②慶弔金、出産祝い金、家族手当、家賃補助等の支給金
- ③赴任手当、移転費、赴任休暇、語学学習補助（パートナーにも語学学習の補助を認める）等の赴任関係の施策
- ④その他の福利厚生（社宅、ファミリーデー、家族割、保養所等）
- ⑤会社独自の遺族年金、団体生命保険の受取人に同性パートナーを指定できるようにすること
- ⑥社外の福利厚生サービスに働きかけ、戸籍上の同性パートナーも利用できるようなっていること
- ⑦戸籍上の同性パートナーの子どもを従業員の子どもとして扱う制度があること（ファミリーシップ制度等）

(4) PRIDE指標認定企業

2023年の認定企業は、ゴールドが326社、シルバーが56社、ブロンズが15社であった（甲B88）。どの指標をどのように充たしているかの内訳が公表されていないが、少なくともゴールド認定の企業においては、同性パートナーがいる従業員向けの施策を3つ以上実施しているのは間違いない。前述したとおり、ゴールド認定の企業の数は、326社にも及び、その中には、川崎重工業株式会社、トヨタ自動車株式会社、日産自動車株式会社、株式会社NTTドコモ、ANAホールディングス株式会

社、日本航空株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、東京電力ホールディングス株式会社など日本の有名企業が多数含まれている（甲B88）。

シルバーやブロンズ認定の中にも同性パートナーがいる従業員向けの施策を実施している企業があると考えられ、また、「PRIDE指標」の認定に応募していないが施策を行なっている企業もあると思われることから、同性パートナーがいる従業員向けの施策を行なっている企業は相当数にのぼると言える。

(5) 顧客に対する、同性カップルに関する取組み

企業内ではなく顧客向けサービスも広く行われており、家族割引を同性カップルでも受け入れられたり、損害保険において被保険者に同性パートナーを含めたり、生命保険の受取人に同性パートナーを指定できたりといった形で、同性パートナーも配偶者と同様と認める取組みが広がっている。宮城県では七十七銀行が、住宅ローン利用の際に同性パートナーの収入等を合算するなどLGBTに対応した取扱いを開始している（甲B93）。

第7 憲法学説の状況

1 憲法13条関連

- (1) 結婚の自由の位置づけについて憲法13条に定める幸福追求権の一環として認められると解釈する学説は以前からあったが（例えば、甲B94）、同性間の婚姻についての文脈で論じられたものとして、例えば、次の論者によるものがある。
- (2) 駒村圭吾教授は、「一定の親密な関係に対する公的承認と法的保護を求める権利」は憲法上のどこにもはっきりと書かれていないが、これを憲法13条の幸福追求権から導き出すことは十分可能であり、ここから「適切な婚姻制度を求める権利」を引き出すことができると述べる。そして、現行の家族法制は、公的承認と法的保護を同性カップルには認め

ていないため、「適切な婚姻制度を求める権利」を同性カップルに対して否定しており、これを異性カップルとの関係で見れば法の下での平等（憲法14条1項）に違反することにもなるとする（甲B95）

- (3) 西村枝美教授は、同性婚の問題を憲法13条が保障する人格権の問題であるとする。人格権とは、「各人が自己の責任で創設した日常生活状況それ自体を守る権利」であるとした上で、性的指向は、名誉やプライバシーのように、自己の属性の一つであり、性的指向に基づいて形成維持されている私生活は「より親密な個人的生活領域」に属し、人格権として憲法13条により保障されるとする。そして、同性カップルに「より親密な個人的生活領域」の形成、維持を可能とする法制度を付与しないことは憲法13条に違反すると述べる。なお、西村教授は、法律上の婚姻制度から、同性カップルを排除することは、立法目的との関係で過少包摂といえ、憲法14条1項にも違反するとする。（甲B96）
- (4) 中岡淳助教は、「婚姻の自由」という実体的権利の問題として同性婚の保護を論じるのであれば、包括的基本権条項である憲法13条後段による基礎付けが適切であるとした上で、憲法13条後段の同性間の「婚姻の自由」は、同条前段の「個人の尊重（尊厳）」原理に適合的な制度形成を求める請求権を含意しているとする。そして、現行民法の親子関係の認定に関する制度が子の利益の観点から血縁関係が存在しない場合にも柔軟に法律上の親子関係が成立する余地を残していることや、同性カップルも異性カップルと同様に子の養育の担い手となり得るという事実から、婚姻のみならず、親子関係に関する法的効果もまた同性カップルに拡張し得るのであり、子の福祉の実現を婚姻制度の存在理由とするのであればなおさら、婚姻制度の利用を同性カップルにも認めることが理にかなっているとする。（甲B97）

- (5) 卷美矢紀教授は、婚姻制度の中核には、親密な結合の相手の選択という人格的な選択があり、憲法24条が定める個人の尊厳と平等に対する侵害については、憲法上の「婚姻の自由」に対する侵害と構成すべきであり、この意味で、「結婚の権利を、国家からの自由を観念する自己決定権の一つと位置づける憲法13条説は、本質をついているといえる」と述べる。(甲B98)

2 憲法24条関連

- (1) 憲法24条について、2017年の時点では、「憲法は同性婚を異性婚と同程度に保障しなければならないと命じているわけではないとの理解が大方のところであろうと思われる」とされていた(甲B99)。しかし、現在においてはこのような理解は変化している。
- (2) 例えば、千葉勝美元最高裁判事は、婚姻及び家族という社会制度構築の場面において、憲法24条は13条や14条と同じ基本理念に基づくべきであることを示しているとした上で、同性間の婚姻を認めないことは憲法13条・14条が損なわれている状態であるとする。すなわち、同性カップルは「婚姻という二人の個人の結合という制度における夫婦としての人格的で根源的な結び付きの喜び、精神的な充実感、相互の助け合いによる一種の運命共同体的な安心感や相互の心からの信頼関係の素晴らしさといった、『掛け替えのない個人の尊厳にかかわる喜び』を享受できないという深刻な状態」に置かれており、13条の幸福追求の権利が損なわれている状態であり、また、同性婚が婚姻に含まれない状態は、性的指向を理由とする差別扱いそのものであり、当然に平等原則違反とされるような事態である。このような点を踏まえると、憲法24条1項及び2項が定める「両性」「夫婦」を、男女に限定せず、婚姻関係にある二人(男女かどうかは問題としない)を意味するだけの「当事者」「双方」という別の用語

が使用されているのと同じだとして24条を解釈すべきであるとする
(甲B2、甲B100)。

(3) 白水隆教授は、憲法24条1項については、14条1項が保障する差別禁止の趣旨と整合するように、「両性」を「両当事者」と読み替え、原則、婚姻制度は広く平等に開かれていることを確認するための規定と解釈し、2項については、特定の制度の構築を求める権利ではなく平等権を志向した形で婚姻その他に関する制度の構築がなされる旨を確認した条文と位置づけることが望ましいと述べる。言い換えれば、憲法24条と14条を連動させて、または、14条の趣旨を24条に取り込む形で解釈することで、24条が定める婚姻とは、婚姻を望む当事者を差別的に取り扱わないことを確認する規定であると解すべきとする(甲B101・甲B101-1)。

(4) 安西文雄教授は、①そもそも憲法制定の過程において、異性婚に限定する趣旨を込めて「両性の合意」という文言が用いられたのではないこと、②憲法制定後、時の流れとともに社会は変遷を遂げ、現在における婚姻の本質は、「パートナーとの人格的結びつきの安定化」だといえること、③現在の先進諸国の趨勢をみても、同性婚の法的承認に大きく傾いてきていることから、憲法24条の「両性」には異性婚に限定するという限定的趣旨はないとする立場をとるべきだとする。なお、「両性」という文言に限定的趣旨があると解する立場をとる場合には、24条2項の「家族に関するその他の事項」についての立法裁量の問題になるとした上で、その場合でも、「家族に関するその他の事項」についての立法裁量上、同性婚に対し異性婚と同等の処遇を与えること、換言すれば異性婚に対する場合と同じく法律上の婚姻としての位置づけを与えることしか、違憲を回避する方途はないとする(甲B102)。

- (5) 高橋和之教授は、婚姻制度は「社会で自生的に成立する人間の営み」を「社会の要請に応じて国家が規律を施したもの」であるところ、「婚姻そのものは前国家的な人権の問題であり、国家が法律婚という制度をもって介入するのは、社会が婚姻につき一定の秩序付けを必要とするからにすぎない」とし、したがって「婚姻の要件は、婚姻の自由を制限するものであり、なぜその要件が必要かの論証が必要」であるとする（甲B103）。

3 憲法14条関連

- (1) 白水隆教授は、同性婚の禁止は同性愛者と異性愛者とを性的指向に基づいて区別するものであり、性的指向に基づく直接差別であること（区別事由）、また、同性婚を認めないことは原則誰もが参加できる婚姻制度において、ある範疇に属する個人または集団を排斥することであって同性カップルの尊厳を害すること（権利・利益の重要性）から、平等権違反となる（甲B104）
- (2) また、木村草太教授は、婚姻は生殖関係のみならず親密関係を保護する制度であり、したがって、生殖関係のある異性カップルと同性カップルを区別することも、生殖関係なき異性カップルと同性カップルを区別することも、合理的な理由がなく憲法14条1項に反すると言わざるを得ないとする。また、生殖関係なき異性カップルと同性カップルとの区別は、〈生殖関係なき異性カップルは差別されてはならないが、同性カップルは差別されてもよい〉という前提を置いていると理解せざるをえず、個人の尊厳を奪われないことを保障根拠とする「差別されない権利」に反する（甲B105）。

第8 学術団体・大学・福祉系団体の取り組み

1 日本家族（社会と法）学会

(1) 「家族法改正—その課題と立法提案」のテーマで学会開催

2016（平成28）年、日本家族（社会と法）学会は、裁判所において家族法に関する規定の合理性・妥当性が争われる事案が相次いでいるにもかかわらず、夫婦および親子に関する親族法分野に関する検討が進んでいない状況に鑑み、可能な限り家族法改正に向けた提言・提案を行い、議論を更に深めていくという趣旨で、「家族法改正—その課題と立法提案」を第33回学術大会・シンポジウムのテーマとした（甲B106、21～22頁）。

(2) 同性婚制度の導入の立法提案

そして同学会は、同学術大会・シンポジウムにおいて、「同性婚制度の導入」として、「異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる」との規定の新設を提案した（甲B106、96～99頁）。

(3) 立法提案の前提となる認識

同提案では、前提となる認識として、「すでに多くの論者によって指摘されているように、民法が規律の対象とする家族の実態や家族を囲む社会が大きく変容し、その結果、民法のいくつかの条文は、個人および平等な扱いを重視する憲法原則、変容した社会の実態、社会のニーズそして家族構成員の実情との間に乖離が生じている。」、「制定時以降の大きな変化に対して民法の一部改正や判例による対応がなされてきたが、現行民法は依然として適切な対応ができていないと言いがたい。そこで家族や婚姻など『親密な関係』を有している人々の実態の変化に対して、民法は適切な対応が求められている」とする。

(4) 個人の人権の尊重と平等な法的保護

そのうえで、「これまで婚姻は男女からなる関係として解されてきた。しかし、現代社会は、親密な関係に基づき共同生活に入る当事者の性的指向を、かけがえのない個人の人権にかかわるものとして尊重し、性別にとられることなく平等な法的保護が提供されるべき時代となっている」、また「同性カップルからなる共同生活体の存在を公的に受け入れるべきとのニーズに応じて、自治体が『男女の婚姻関係と異なる』同性の共同生活体に対して『パートナーシップ証明』を出すまでに至っている」ことを挙げ、婚姻共同生活体を形成するにあたって、婚姻の相手として異性を選択する、同性を選択する、異性か同性かにこだわらず共同生活を営む意思のある者を選択するなど、選択の自由が認められてよい、とする。

(5) 婚姻類似制度では差別的扱いとなること

同提案においても、「異性のカップルを婚姻とし、同性のカップルをパートナーシップとして婚姻と異なる扱いをするのは、たとえ法的保護の内容が同じであっても同性カップルが婚姻を求めている限り平等原則に反する性による差別的扱いと言えよう。」とし、婚姻類似制度の創設では解決せず、むしろ差別的扱いであることを明言している。

(6) 結論としての立法提言

そして同提案は、現行法が同性婚を認めていないために共同生活を送る同性のカップルは日常生活のなかで法的な不都合に直面せざるを得ないのであり、個人をかけがえのない存在として、また平等に扱うべきとする原則から考えれば、当事者の不利益を解消するためにも同性婚を認める必要があるとするとして、「同性婚制度の導入」、すなわち「異性又は同性の二人の者は、婚姻をすることができる」との規定の新設を提案した。

(7) 同性婚は国家法レベルでも受容されるべきこと

また同提案でも、婚姻法は国家法である以上、個人や社会のニーズを単に反映するだけでなく、婚姻の規律に関する国家意思が込められているのであり（なお、同提案では、憲法から読み取れる諸原則を国家意思の反映としてとらえるとしている。）、個人や社会のニーズとは異なる規律を強制することもある、とはするが、「同性婚と国家意思との関係について言えば、現行憲法が制定された時には同性婚についての社会的認識がどの程度あったのかは不明」であるし、「立法者が同性婚を明確に認識していたとは思われ」ず、また「現行憲法には同性婚を規定する条文がないため憲法上の解釈は肯定と否定に解釈が分かれている」ことから、「同性婚については、個人や婚姻に関する憲法原則から説明するほかな」いとし、「個人を尊重すること、個人を属性に関わりなく平等に扱うこと、婚姻締結の自由を重視することなどの点から考えると、同性婚は国家法レベルでも受容されると解してよい。」としている。

2 日本学術会議

(1) 婚姻の性中立化のための民法改正提言

2017（平成29）年9月、政府に対する勸告権限をも有する日本学術会議（日本学術会議法第5条）が、「個人の利益を否定するに足りる強力な国家的ないし社会的利益が存在しない限り、個人の婚姻の自由を制約することは許されない」として、「婚姻の性中立化は必須であり、そのための民法改正が求められる」とする提言を公表している（甲B107・「提言 性的マイノリティの権利保障をめざして—婚姻・教育・労働を中心に—」ii頁、8～11頁）。

- (2) 異性・同性を問わず、カップルが自由に婚姻あるいは非婚、パートナーシップ等を自由に選択できることが重要であること

同提言では、性的マイノリティカップルが共同生活をする場合、住居の賃貸、一方の事故・病気による入院、一方の死亡に際して生じる財産の分配や遺族年金の受給などに直面したときに、賃貸借契約の締結、付添い看護や手術の同意、遺族年金受給拒否、双方の協力で築いた財産が死亡した者の法定相続人に承継されたりするなど、共同生活の実態に反した扱いを受けることがあることを指摘したうえで、これらが、性的マイノリティの共同生活に対する社会的な偏見や差別に起因することが多いと述べる。

そして性的マイノリティの共同生活を法的に保障することは、性的マイノリティに対する社会的偏見や差別を除去することにつながる、その際もっとも重要なのは、異性・同性を問わず、カップルが自由に婚姻あるいは非婚、パートナーシップ等を自由に選択できることである、と明言している。

- (3) 婚姻の自由を制約することは許されないこと

また同提言では、婚姻の意義について、「今日、既に法制度上、婚姻と生殖・養育との不可分の結合関係は失われ、婚姻法は主として婚姻当事者の個人的・人格的利益の保護を目的とするものになっている。したがって、個人の利益を否定するに足りる強力な国家的ないし社会的利益が存しない限り、個人の婚姻の自由を制約することは許されない」とし、また「婚姻が当事者に与える法的・経済的利益として配偶者相互の扶養の権利、夫婦財産上の権利、配偶者相続権、離婚給付の権利、社会保障上の各種の受給権、税法上の特典など、婚姻身分に伴う各種の財産上の利益がある。心理的・社会的利益としては、当事者の人間関係の安定、情緒的満足、社会生活上の地位の強化などがある。個人がこれらの利益享受のために婚姻を選択しようとしたときに、男女の結合であれば、生殖や性関係の

可能性がなくても、さらに臨終婚のように共同生活の可能性すらなくても、婚姻法的利益を付与される。これに対して、生殖能力の点を除けば夫婦の実質を伴っていても、同性間の結合であるという理由だけで婚姻法的利益の付与を拒否するとすれば、そこに合理的な根拠があるとは言えない。」と述べ、立法ないし判例によって同姓による婚姻が認められている国、地域があることから同姓であるという理由で婚姻を拒否することができないことの証左であると指摘している（甲B107）。

3 日本 GI（性別不合）学会

心と体の性が一致しないトランスジェンダーの研究を推進する「GID（性同一性障害）学会」は令和6年3月17日、名称を「日本 GI（性別不合）学会」に改名することを正式に発表した。

これは、トランスジェンダーは障害ではないとの考えが広まり、既に国際的な診断名として使われていないことを踏まえたものである。同学会理事長は、改名について「医療だけで解決できる問題ではなく、社会が変わらないと当事者の生きづらさは変わらない。」と述べた（甲B108）。

4 早稲田大学（甲 B 2 3）

早稲田大学では、2017（平成29）年7月1日、一人ひとりの多様性と平等を尊重するとして、早稲田大学ダイバーシティ推進宣言を公表した。

同宣言では、「新たな Vision を実現するためには、性別、障がい、性的指向・性自認、国籍、エスニシティ、信条、年齢などにかかわらず、本学の構成員の誰もが、尊厳と多様な価値観や生き方を尊重され、各自の個性と能力を十分に発揮できる環境が必要」とし、そのためにも「ダイバーシティの尊重・推進に努める」として、意識の啓発や教育・研究・就労環境の整備などに関する推進基本方針を策定している。

5 お茶の水女子大学（甲B109）

お茶の水女子大学でも、2019年4月1日、「自身の性自認に基づき、女子大学で学ぶことを希望する人（戸籍又はパスポート上男性であっても性自認が女性であるトランスジェンダー学生）を受入れることを決定」したとして、トランスジェンダー学生受入れに関する対応ガイドラインを策定した。

同大学は基本理念として、「この決定を『多様性を包摂する女子大学と社会』の創出にむけた取組と位置付けており、今後、固定的な性別意識に捉われず、ひとりひとりが人間としてその個性と能力を十分に発揮し、『多様な女性』があらゆる分野に参画できる社会の実現につながっていくことを期待する」とし、相談窓口の設置や学内の書類では性別記載を不要にするなどのガイドラインを策定している。

6 宮城学院女子大学（甲B24）

宮城県でも、宮城学院女子大学が、トランスジェンダー学生の受け入れに関するガイドラインを策定し、2020年4月8日より施行されている。

同大学では、性的指向・性自認などの個人の特性や文化的背景を尊重し、そのための環境づくりに最善を尽くすとして「共生のための多様性宣言」を表明しており、この宣言の下、トランスジェンダーを受け入れることを決定した。

ガイドラインのなかでは、学籍簿に性別の記載をしないほか、本人の申出により学籍簿に記載する名前について通称使用を認めている。また、性自認は揺らぐことがあって当然であり、入学後に性自認や戸籍がどのように変わっても、これを理由に退学にはならない旨明記しており、個々のニーズに寄り添い可能な限りの支援を考へるとしている。

7 東北大学（甲B110）

東北大学でも、令和5年3月、「みんなが主役 多様な性に関するガイドライン」を策定した。

同ガイドラインの基本理念において同大学は、東北大学が1907年の設立当初より、開学の理念の一つとして「門戸開放」を掲げ、多様な人々に入学の扉を開いており、1913年に日本の大学（旧帝国大学）で初めての女子大学生を受入れたほか、留学生にも早くから門戸を開き、黎明期から多様な性に富んだ環境や意識を育んでいること、今も大学の多様な構成員のすべてを尊重する環境の実現に向けた努力を続けていることなどを述べたうえで、「近年、多様な性に関する認識が広がっていく中、適正な対応が求められている、として、学生及び教職員が学業・研究・職務の遂行において多様な性を尊重する環境を実現することを目的とし、その方針と具体的な対応の内容を本ガイドラインに示した。

また同ガイドラインでは、「セクシュアリティ」について、「これまでセクシュアリティは時代や文化とともに定義され、男女として固着されて制度化されて」いたが、「昨今、社会で決められたセクシュアリティを見直し、多様なセクシュアリティが認められ、ありのままの各々のセクシュアリティを尊重することが目指されて」いると述べている。そして「本学はいかなる人権侵害も容認し」ないとして、「性別、性的指向及び性自認に関わる人権侵害の防止」を明確に宣言している。

8 東京大学

東京大学は、2022年6月23日、「東京大学ダイバーシティ&インクルージョン宣言」を制定した（甲B111）。その中では、「東京大学が基本的人権を尊重し、学術における卓越を実現するためには、多様な構成員によるたゆまぬ対話の実践が不可欠です。東京大学は、すべての構成員が人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、言語、宗教、信条、政治上そ

の他の意見、出身、財産、門地その他の地位、婚姻の状況、家族関係、ライフスタイル、障害、疾患、経歴等の事由によって差別されることのないことを保障します。」と謳われており、「性別、性自認、性的指向」によって差別されることがないことが明確に保障されている。

9 大学の取り組みについての小括

上記はほんの一例に過ぎないが、このように私立・国立を問わず、多くの大学において、多様な性を尊重する重要性を述べ、そのための環境の実現に各々が努めている状況である。東北大学の基本理念にあるように、多様な性に関する認識が広がっているのであり、そのなかで、今まさに適正な対応が求められている。

10 福祉系団体の動向

(1) 公益社団法人日本社会福祉会・公益社団法人日本精神保健福祉協会

2021（令和3）年3月25日、公益社団法人日本社会福祉会と、公益社団法人日本精神保健福祉協会は、2法人共同で、「すべての人々を、出自、人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、社会的地位、経済状況などの違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重することを宣言し」ている立場から、「結婚の自由をすべての人に」訴訟の札幌地裁判決（甲B15）が「同性同士の婚姻が認められないことが合理的根拠を欠く差別的取り扱いとして違憲性を明確に認めたことを評価」する旨の見解を発表した（甲B112）。

(2) 特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会

2022（令和4）年6月27日、特定非営利活動法人大阪医療ソーシャルワーカー協会は、「『結婚の自由をすべての人に』訴訟に対する大阪地方裁判所判決への声明」を出し、大阪地裁判決（甲B16）について、「同性カップルが置かれた過酷な現状を無視して差別を追認する判決だと

指摘せざるを得ない。控訴審においては、お互いの合意に基づきカップルが結婚できるよう、司法の果たす役割を十分に踏まえたうえで、婚姻の平等の実現を後押しする判断が下されることを切に期待したい」と大阪地裁判決を批判したうえで、婚姻の平等の実現に対し司法が役割を果たすことを期待する旨述べている（甲B113）。

(3) 小括

以上のように、福祉系団体も、同性同士の婚姻は認められるべきとの立場を明らかにしている。

第9 弁護士会・司法書士会の取り組み

1 日本弁護士連合会

(1) 人権救済の申立て

平成27年7月7日、455名が日本弁護士連合会（以下「日弁連」という）に対し、現在日本において同性間の婚姻が認められていないことが同性愛者、同性婚を求める者の存在を無視しその人権を不当に侵害するものであるとして人権救済の申立てがなされた。

(2) 同性の当事者による婚姻に関する意見書の発表

日弁連は当該人権救済申立事件についての調査を行い、令和元年7月18日、「同性の当事者による婚姻に関する意見書」を発表した（甲B114）。

同意見書では、2015年に行われた研究者グループによる調査及び2017年に行われたNHKによる調査のいずれにおいても同性婚に賛成する回答が50%を上回っていることや国連人権高等弁務官及び自由権規約委員会等の国際機関から日本に対し性的指向及び性自認に基づく差別撤廃のための措置を講じる等の勧告がなされていること、諸外国においてはヨーロッパ、北米及び中南米諸国を中心に同性婚を認める国が増えており、人権保障上、同性婚を認めなければならないとの司法判断も複数なされていること、多数の自治体において同性のパートナーシップに関する

要綱が制定され公権力が明確に同性に性的指向が向く者の存在を認め、同性婚に対する人々の理解を促進していること、並びに弁護士会及び法学研究者が同性婚の法制化を求めていることをふまえ、同性婚を認めないことは憲法13条、14条に反する重大な人権侵害であるとし、国に対し、同性婚を認め、これに関連する法令の改正を速やかに行うべきであるとしている。

(3) 同意見書を契機とする神奈川県弁護士会の会長声明

同意見書が発出されたことをきっかけとして、神奈川県弁護士会は令和元年10月29日に「同性間の婚姻を認める法制度の整備を求める会長声明」を発表した(甲B115)。同声明では、国内においても(同声明発出当時)既に27の自治体でパートナーシップに関する要綱等が制定されており、世界では登録パートナーシップを持つ国・地域を含めると世界中の約20%の国・地域で同性カップルの権利が保障されている現状を鑑みて、国に対し、同性婚を認める法制度を早急に整備するよう求めており、令和元年においても既に同性婚が認められるべき世相となっていたものと言える。

(4) ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言

日弁連は、近年社会において多様性(ダイバーシティ)を尊重し、包摂性(インクルージョン)を推進する取組の重要性が認識されるようになっていくことを受けて、令和6年2月15日、多様性の尊重という普遍的理念を確認し、多様な価値の尊重と受容を進めるべく、ダイバーシティ&インクルージョンを推進し、弁護士のみならず関係する全ての人々について、性別・性自認・性的指向・国籍・人権・民族・出自・障がいの有無・疾病の有無・年齢・家族関係などの属性や差異を受け入れ、多様性を尊重することを宣言した(甲B116)。

性的指向や性自認は、国籍・人権・民族等と同様に尊重されるべき違い・多様性であり、多様な価値が尊重され、受容される社会となることが求められているとして日弁連による宣言に繋がったものといえる。

2 仙台弁護士会、その他弁護士会の決議

(1) 仙台弁護士会「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現とパートナーシップ認証制度の創設を求める決議」

令和3年2月27日、仙台弁護士会は「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現とパートナーシップ認証制度の創設を求める決議」を行った(甲B117)。

同決議は、同性婚を認めないことは憲法13条、14条に照らし重大な人権侵害であるとしたうえで、性的指向、性自認にかかわらずすべての人が尊重される社会を目指し、①政府及び国会に対し、同性間の婚姻を認め、これに関連する法整備を速やかに行うこと、②宮城県及び県内の各市町村に対し、性的マイノリティに対する差別と偏見をなくし、性的マイノリティに婚姻が認められないことによる不利益を軽減し暮らしやすい社会を作るため、いわゆるパートナーシップ認証制度を創設することを求めている。

また、仙台弁護士会は令和5年2月25日には男女共同参画を推進する宣言を発出しており、同宣言において、性別を問わず誰もが自分らしく個性と能力を發揮できる社会を実現するために弁護士会として寄与していくことを宣言している(甲B155)。

(2) 仙台弁護士会「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」

令和6年8月21日、仙台弁護士会は「すべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明」を発出した(甲B159-1)。

同声明では、「婚姻の自由の保障が、個人が尊厳をもってその人らしい人生を送り、その人にとっての幸福を追求するうえで必要不可欠であり、その重要性は性的指向により変わるものではない」としたうえで、「多様な性的指向の存在を柔軟に受け入れる制度の構築が広がりを見せ、多様な性的指向を前提とする同性婚が認められていないことが憲法に違反するとの司法判断が重ねられているにもかかわらず、国会及び政府は、法整備や解釈変更による同性間の婚姻を認める運用についての具体的な検討すら行っていない」と指摘し、国は、『『すべて国民は、個人として尊重される』（憲法13条前段）ために、性的指向にかかわらずすべての人がその人らしく生活することが出来る社会をつくりあげる責務を負う』として、国に対し、性別に関わりなく婚姻を可能とする法整備に着手することを求めている。

(3) 各弁護士会による多数の決議

同様に、各弁護士会においてすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める決議がなされてきた（例えば、平成30年7月27日に北海道弁護士会連合会、令和元年5月29日に福岡県弁護士会が決議を行っている）（甲B118、甲B119）。

また、滋賀弁護士会は令和6年5月30日、すべての人が、性の多様性を尊重され、性的指向・性自認にかかわらず生きやすい社会を実現するための宣言を決議した（甲B120）。同決議は、人の性のあり方は多様であり、本人の意思によって変えることが出来ないにもかかわらず、法律や社会制度が身体的特徴に基づき出生時に割り当てられる性別と性自認が一致し異性愛者であるという一つのパターンのみを当然の前提として作られてきたため、LGBTQの人々が差別や偏見を受け、長年、社会の中で隠れた存在（見えない存在）に追いやられて生きづらさを抱えてきたという事態が重要な人権問題であるという認識が社会に欠けていたことを指摘

し、政府及び国会に対し、性的指向・性自認に基づく差別を禁止することを明確に定めた差別禁止法を制定すること、及び、法律上の性別が同じカップルの婚姻（同性婚）を可能とする法改正を行うこと等を強く求めたものである。

3 札幌地裁判決を契機とした弁護士会会長声明

令和3年3月17日、札幌地方裁判所は、同性間の婚姻を認めない民法及び戸籍法の婚姻に関する諸規定が違憲であるとして提起された国家賠償請求訴訟で違憲の判決をし（甲B15）、当該判決を受けて札幌弁護士会が令和3年4月1日に、福岡県弁護士会が同年4月28日に、山口県弁護士会が同年5月31日に、愛知県弁護士会が同年6月22日に、それぞれ同性婚を可能とする早期の立法またはすべての人にとって平等な婚姻制度の実現を求める会長声明を発表した（甲B121、甲B122、甲B123、甲B124）。

これらの会長声明においては、国際機関が日本に対し性的少数者に対する差別の禁止や差別撤廃のための法改正を繰り返し要求していることや、同性婚またはシビル・ユニオン（法的に承認されたパートナーシップ関係）を法制度として認めていないのは主要先進7か国においてはもはや日本のみであること、及び、同性カップルに対する社会の理解が大きく進む一方で、政府および国会は同性婚の婚姻制度の整備に向けた議論に着手すらしてこなかったことを指摘のうえで、違憲の状態を速やかに解消するべく同性間の婚姻を可能とする立法または法改正に直ちに着手することを求めている。

4 東京地裁判決を契機とした弁護士会会長声明

令和4年11月30日、東京地方裁判所は同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法に違反する状態にあるとの判決を言い渡した（甲B17）。第二東京弁護士会は令和4年12月9日に会長談話を発表し、国会に対し、同性カップルが家族になる法制度がない違憲状態を改めるための立法に速やかに着手すること等を求めた（甲B126）。

また、同判決を受け、令和5年1月16日に神奈川県弁護士会が、同年3月2日には千葉県弁護士会が、婚姻の平等を実現するために早急に法整備を行うことを求める会長声明を発出している（甲B127、甲B128）。

5 議員等の発言・SNSへの投稿等を契機とした弁護士会会長声明

ところで、同性婚については各都市の県議会議員、市議会議員のみならず、内閣総理大臣秘書官であった人物などが、同性カップルに対する露骨な嫌悪感の表明や、同性愛者等の性的マイノリティの尊厳を否定する発言またはSNSへの投稿を行ってきた。

これらの投稿や発言は、性的指向が同性に向く者に対する社会全体からの差別・偏見が根深く残存していることの証左であり、このような差別・偏見を社会から無くす必要から、各弁護士会は、上記発言及び投稿に対する抗議並びに国に対し性的マイノリティに対する差別解消と尊厳回復のための措置を講じることを求めるとともに、あわせて同性間の婚姻の立法化を求めている（愛知県弁護士会が令和5年2月3日に、札幌弁護士会が同年2月13日に、日弁連が同年2月16日に、鹿児島県弁護士会が同年2月28日に、福岡県弁護士会が同年3月2日に、熊本県弁護士会が同年3月8日に、香川県弁護士会が同年3月8日に、山梨県弁護士会が同年3月8日に、岡山弁護士会が同年3月13日に、福島県弁護士会が同年3月15日に、東京弁護士会が同年3月29日に、山口県弁護士会が同年3月30日に会長声明を発出している）（甲B129～甲B141）。

6 名古屋地裁判決・福岡地裁判決を契機とした弁護士会会長声明

令和5年5月30日、名古屋地方裁判所は、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法24条2項及び憲法14条1項に違反するとの判決を言い渡した（甲B18）。

また、令和5年6月8日、福岡地方裁判所は同規定が憲法24条2項に違反する状態であるとの判決を言い渡した（甲B19）。

これら2つの判決を受けて、愛知県弁護士会が令和5年6月6日に、福岡県弁護士会が同年6月15日に、鹿児島県弁護士会が同年6月20日に、日弁連が同年6月30日に、熊本県弁護士会が同年7月19日に、大分県弁護士会が同年8月31日に、香川県弁護士会が同年9月25日に、奈良弁護士会が令和6年1月22日に、それぞれ会長声明を発出している（甲B142～甲B149）。

これらの会長声明においては、違憲又は違憲状態の判決が重ねられていること、国際機関においては性的少数者の権利保護に向けた活動が広がっていること、我が国でも人口割合の3分の2を超える地方公共団体でパートナーシップ制度又はファミリーシップ制度が採用されていること、それにもかかわらず国会では法整備等についての具体的な議論がなされていない現状があることを指摘したうえで、国会及び政府に対し、すべての人が平等に婚姻できるような法整備等を速やかに行うことを求めている。

7 札幌高裁判決を契機とした弁護士会会長声明

令和6年3月14日、札幌高等裁判所は、同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の規定が憲法24条及び14条1項に違反する旨の判決を言い渡し、同日、東京地方裁判所は、同規定が憲法24条2項に違反する状態にあるとの判決を言い渡した。

これらの判決を受けて、令和6年3月25日に第二東京弁護士会が、同年3月26日に札幌弁護士会が、同年4月9日に福岡県弁護士会が、同年4月10日に日弁連が、同性愛者が日々の社会生活において不利益を受け続けている現状を踏まえ、重大な人権侵害を生んでいる現状を速やかに解消するべく、国に対して法律上同性の者同士の婚姻を認める立法（法改正）に直ちに着手することを求めている（甲B150～甲B153）。

8 その他各弁護士会の会長声明

以上の会長声明及び決議以外にも、各弁護士会が、現在の日本社会では性的少数者がありのままの自分で生きることが出来ず矛盾や葛藤を抱えながら生きることを強いられていることを指摘して、法律上同性の者同士の婚姻が認められていないことにより重大な人権侵害が生じている現状の解消や、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けた早期の法整備を求める会長声明等を発表している（三重県弁護士会の令和5年12月23日付け会長声明、京都弁護士会の令和6年1月25日付け意見書、岐阜県弁護士会の令和6年2月5日付け会長声明など）（甲B156～甲B158）。

9 各弁護士会が開催するシンポジウム

令和2年12月25日、東北弁護士会連合会及び仙台弁護士会の共催で市民シンポジウム「多様な性を認め合う社会のために」が開催された。

LGBTの人々において生じる法的な問題を取り上げ、そもそも社会の差別意識が問題の根底にあること、つまりLGBT当事者の尊厳が尊重される社会となっていないことが問題の根源であるという視点から、市民が知り、考えていく必要性についての講演が行われた。また、同性婚が認められていないことについての立法不作為の国家賠償請求訴訟についての説明がなされ、国が同性間の婚姻を認めないことが同性カップルに「社会が承認しない関係性」というスティグマを与えているとの主張がなされていることに触れて、社会の在り方を変えていく必要があることが広く市民に伝えられた。

そのほかにも、関東弁護士会連合会は令和3年9月24日にシンポジウム「性別違和・性別不合があっても安心して暮らせる社会をつくる一人権保障のため私たち一人ひとりが何をなすべきかー」を、長崎県弁護士会は令和4年11月5日にシンポジウム「『多様な性』ってなんだろう？～誰もが幸せになれる社会を目指して～」を、令和6年5月18日には鳥取県弁護士会が「LGBTとジェンダーを巡る人権課題」を開催しており、これらは弁護士会

または弁護士会連合会が開催しているシンポジウムの一例に過ぎず、国内において性的マイノリティに関する多くのシンポジウムを開催されている。

弁護士会を含めた様々な団体が社会に対し、多様な性を認めることが人権問題であることを、時間をかけて広く伝えてきたことの証であり、多様な性を尊重することの重要性が社会で広く認識されてきているものといえる。

10 司法書士会の動き

(1) 東京司法書士会

弁護士会以外にも東京司法書士会が、セクシャルマイノリティの人々が直面する困難に向き合い、シンポジウムの開催や相談員の派遣を通じて権利擁護に取り組んできたこと、平成27年以降、渋谷区及び世田谷区を皮切りに多数の区や市がパートナーシップ制度を導入し、東京都もパートナーシップ宣誓制度を導入するに至っていること、そして、同性間の婚姻を認める規定を設けていない民法及び戸籍法の婚姻に関わる諸規定が憲法に違反するとして提起されている国家賠償請求訴訟において意見の判決が言い渡されていることを適示し、「婚姻についての社会通念や価値観が変遷しつつあると言える中で提起された同性間の婚姻制度を巡る一連の訴訟における判決を契機の一つとして」、自由かつ公正な、より良い社会が形成されることを期待するとの内容の会長談話を発表している（甲B158-1）。

(2) 群馬司法書士会

さらに群馬司法書士会は、令和3年3月から令和5年6月にかけて各地方裁判所で言い渡された判決のすべてが同性カップルには家族としての法的保護を受ける利益が存することを認めており、これらは個人の尊厳に立脚する判断となっているとしている。そして、社会全体でも同性婚を認めるべきとの意見が反対意見を大きく上回っている状況にあるとしたうえで、「重ねて言うが、同性カップルには家族としての法的保護を受ける利

益が存し、これは個人の尊厳にかかわる問題である」、「一連の判決や社会情勢を踏まえ、また法の下での平等の観点に立ち、国には同性婚の法制化に早急に着手することを求める」と強く同性婚の法制化を求める会長声明を公表している（甲 B 1 5 9）。

1 1 小括

日弁連及び国内の多数の弁護士会、そして司法書士会が、会長声明等を用いて法律上同性同士の婚姻を認めていない現状が重大な人権侵害であるとの指摘を続けているのは、まさに婚姻制度が個人の尊厳にかかわることがらであり、同性同士の婚姻が認められないことで生活上の不利益を被るだけでなく個人の尊厳が奪われていることが司法上およそ認められる状況ではないためである。

それにもかかわらず国会が具体的な議論や法改正に着手することなく漫然と重大な人権侵害を続けている状況からすれば、まさに司法による解決が必要であるとの認識の下で、上記のとおり会長声明等が発出されてきた。

第 1 0 市民レベルでの取り組み

1 秋田プライドマーチ

令和 6 年 5 月 1 8 日、秋田駅周辺で LGBTQ など性的少数者の理解と権利の拡大を訴えて行進する「Akita Pride March」（秋田プライドマーチ）が秋田市の JR 秋田駅周辺で開かれた（甲 B 1 6 0）。当日は、当事者や支援者ら約 2 0 0 名が多様性を表す虹色の旗や傘などを持ちながら行進をした。

実行委員共同代表の五十嵐育子氏は「マーチを通じて性的少数者の存在を知ってもらい、一人の人間として認めてほしい。」と述べた。

2 みやぎにじいろパレード

多様な性を生きる人たちが互いに尊重していけるまちを、宮城・仙台にも作っていくことを目指し、2021年から実施している「みやぎにじいろパレード」が2024年11月にも開催される予定である（甲 B161）。

3 シンポジウム

2023年11月18日、仙台市内において、にじいろCANVASの主催で、同性婚訴訟やパートナーシップ制度を巡る現状や今後の課題についてのシンポジウムが開催された（甲 B162）。

第11 同性婚に関する意識調査

1 NHKの世論調査

- (1) NHKが、2023年4月に、全国18歳以上の者に対して行った世論調査（有効回答者1544名）では、同性同士の結婚が認められるべきかという問いに対して、「法的に認められるべきだと思う」が44%、「法的に認められるべきではないと思う」が15%であり、「認められるべき」が「認められるべきではない」の約3倍上回った。
- (2) 年齢別に見ると、以下のとおりであり、いずれの年代でも「法的に認められるべきだと思う」と考える人数が、「法的に認められるべきではないと思う」と考える人数を上回っている（甲 B163）。しかも、次世代を担う若い世代の方が、賛成者の比率が高い、しかも反対を圧倒的に上回る結果となっている点が注目される。

	法的に認められるべきだと思う	法的に認められるべきではないと思う	比率（四捨五入）
--	----------------	-------------------	----------

18歳から29歳	68%	8%	8.5倍
30代	58%	11%	5.3倍
40代	62%	8%	7.8倍
50代	50%	11%	4.5倍
60代	44%	15%	2.9倍
70代以上	29%	23%	1.3倍

2 日本経済新聞社の世論調査（令和5年3月）

- (1) 日本経済新聞社が、令和5年3月に行った世論調査では、同性婚を法的に認めることへの賛否について、「賛成」が65%、「反対」が24%であった。
- (2) 同性婚の法制化に慎重とされる自民党支持層においても「賛成」が58%と過半数を占め、立憲民主党支持層は6割強、日本維新の会支持層は7割、無党派層は69%が「賛成」だった。
- (3) 世代別では、18～39歳は83%、40～50歳代は75%、60歳以上は50%だった（甲B164）。NHKの調査と同じく、若い世代の賛成比率が非常に高くなっている。

3 共同通信社の世論調査（令和5年2月）

共同通信が、令和5年2月に実施した世論調査では、同性婚を認める方がよいとの回答が64%、認めない方がよいとの回答が24.9%であり、2.5倍以上の差がついた。若年層（30代以下）では81.3%が賛成、高年層（60代以上）では51.4%が賛成であり（甲B165）、やはり若い世代での賛成比率が特に高い。

4 NNN・読売新聞の世論調査（令和5年2月）

NNN・読売新聞が、令和5年2月に実施した世論調査（1044人が回答）では、同性婚を法的に認めることについて、「賛成」が66%、「反対」が24%だった（甲B166）。

5 毎日新聞の世論調査（令和5年2月）

毎日新聞が、令和5年2月に実施した世論調査（有効回答数携帯514件・固定512件）では、同性婚を法的に認めることについて、「賛成」が54%、「反対」が26%だった（甲B166）。

6 朝日新聞の世論調査（令和5年2月）

朝日新聞が、令和5年2月に実施した世論調査では、「同性婚を法律で認めるべきか」尋ねたところ、「認めるべきだ」が72%、「認めるべきでない」が18%であり、実に4倍の差が開いた。

7 FNN・産経新聞社の世論調査（令和5年2月）

FNN・産経新聞社が、令和5年2月に実施した世論調査（回答1040件）では、「同性婚を法律で認めること」について、「賛成」が71%、「反対」は19.6%だった（甲B166）。

8 雑誌「ViVi」の意識調査

講談社の雑誌「ViVi」が、Instagramのストーリーズで実施した意識調査（有効回答数792件）では、「日本では同性婚が法律で認められていないことについてどう思いますか？」との質問について、「認められるべきだと思う」との回答が91.7%で、「認められるべきでない」との回答は4.8%であり（甲B166）、圧倒的に賛成多数であった。

9 国立社会保障・人口問題研究所の調査（令和4年）

国立社会保障・人口問題研究所が、令和4年に実施した「第7回全国家庭動向調査」（令和5年8月22日公表）において、配偶者がいる女性が回答

した5518票のうち、同性婚への賛成割合は75.6%となり、2018年と比較して約6ポイント上昇した（甲B167、88～91頁）

また、同研究所が、令和5年、無作為に18から69歳を対象に実施したアンケートでは、5339人の83%が「同性カップルが法的に結婚できる制度」に賛成またはやや賛成であった（甲B56）。

10 米調査機関ピュー・リサーチ・センターの調査

米調査機関ピュー・リサーチ・センターが、令和4年6月1日から令和5年9月17日にかけて、アジア12カ国・地域を対象に、同性婚への賛否を調べた結果、日本の賛成率（強く賛成、やや賛成の合算）が68%と最も高かった（甲B168）。

また、北米、欧州、中東、南米、アフリカ、アジア太平洋地域の32カ国を対象に行われた調査では、同性婚への日本の賛成率68%は、全体のトップ10に入った（甲B169）。

11 小括

以上より、10の報道機関等が同性婚の賛否について、世論調査したところ、世代、支持政党を問わず、同性婚を法的に認めることについて賛成の国民が多数であり、同性婚を法的に承認することについての国民の理解は十分に得られているといえる。また、同性婚への日本の賛成率は、32か国中の10位であり、かつアジア12か国中トップであって、同性婚に対する国民の理解が世界的に見ても成熟しているものといえる。

第12 新聞報道及び書籍

1 新聞報道

(1) 「朝日新聞クロスサーチ・フォー・ライブラリー」

同データベースは、1985年(昭和60年)から当日までの朝日新聞の本紙、地域面等の全文検索のほか、週刊朝日のニュース面について2000年4月

から、AERAは1988年5月創刊号からの記事が検索できるものである。このデータベース検索において、検索ワード「同性婚」で検索すると、約1780件の記事がヒットする。以下では記事の一部を指摘することによって、社会での関心の実態を示したい。

ア 自治体での動き

- ① 2013年10月5日の記事では、大阪市淀川区が、LGBT支援宣言を発していることが掲載されている。LGBTに関する職員研修、職員向けの相談窓口設置、LGBT活動支援、情報発信を行うことを内容とする（甲B170）。
- ② 2014年2月2日の記事では、LGBTの国会議員や地方議員、官僚、弁護士たちが当事者だけの勉強会を開いていることが掲載されている（甲B171）。
- ③ 2015年2月12日の記事では、渋谷区が同性同士のカップルについて「パートナーシップ証明」を発行する条例案を区議会に提出するとの記事が掲載され（甲B172）、同年3月27日の記事では、同条例案が可決されたとの記事が掲載されている。この証明には法律上の効果はなく、同性婚とは別の制度である。条例の趣旨に反する行為があれば、区が是正を勧告した上で事業者名を公表する規定がある（甲B173）。
- ④ 2015年10月28日の記事では、世田谷区が「パートナーシップ宣誓書」の受付を開始することが掲載されている。もっとも、渋谷区の条例とは異なり要綱に基づくため、不動産業者や病院への強制力はない（甲B174）。
- ⑤ 2015年12月1日の記事では、兵庫県宝塚市が、同性カップルをパートナーと認める制度を翌年6月に開始することを発表したと掲載

されている。実施されれば、同様の制度としては全国 3 例目となる。世田谷区と同様、「要綱」として定める方法である（甲 B 1 7 5）。

- ⑥ 2015 年 12 月 2 日の記事では、兵庫県宝塚市が、当該新制度導入と併せて市役所や学校などで取り組む様々な支援策を公表し、さらに、宝塚市長が「国は同性婚を認める法律をつくってほしい」と述べ、「市が取り組む同性カップルのパートナー認定制度が国会での議論につながることを期待した」との内容が掲載されている。同記事内では、「市長は会見で、広告代理店・電通の全国調査（4 月、対象約 7 万人）で 7.6%が LGBT という結果が出たことを紹介。「これまで存在しない人間として生きざるを得なかった、という当事者の声が胸に刺さった。悩みをかかえた子どもにも寄り添いたい。欠かせない制度だ」と訴えた。」と掲載されている（甲 B 1 7 6）。
- ⑦ 2017 年 7 月 1 日の記事では、岐阜県関市の職員互助会が、同性のパートナーがいる職員に結婚祝い金や弔慰金の支給ができるように規約を改正したと掲載されている。同記事によると、同様の取り組みは一部の企業や東京都世田谷区などではあるが、岐阜県内の自治体では例がないとのことである（甲 B 1 7 7）。
- ⑧ 2017 年 9 月 9 日の記事では、同性カップルを公的にパートナーと認める「パートナーシップ宣誓制度」を導入している三重県伊賀市において、市職員らでつくる共済会が、宣誓した市職員に対して結婚祝い金などを給付する制度を始めたことが掲載されている（甲 B 1 7 8）。
- ⑨ 2018 年 1 月 12 日の記事では、ゲイやトランスジェンダーであることを公表している性的少数者（LGBT）の地方議員による議員連盟について、その結成を呼びかけた中心メンバーである都内の区議たちによる座談会が掲載されている（甲 B 1 7 9）。

- ⑩ 2019年1月29日の記事では、千葉市が、LGBTなどの性的少数者や事実婚のカップルを夫婦と同じような関係のパートナーと公認する「パートナーシップ宣誓制度」を始め、証明書の交付式を市役所で開いたことが掲載されている（甲 B 1 8 0）。
- ⑪ 2019年6月18日の記事では、香川県三豊市が、同性のカップルを法律上の婚姻関係に準じた間柄と認める「パートナーシップ制度」について今年度中に県内初として導入する予定であることが掲載されている（甲 B 1 8 1）。
- ⑫ 2019年7月6日の記事では、北九州市が性的少数者（LGBT）らのカップルを公的に認めるため導入したパートナーシップ宣誓制度で、30代のカップルに宣誓書受領証が初めて交付されたことが掲載されている。「制度が全国に広がり、同性婚が認められる社会になってほしい」と話す。」と記載されている（甲 B 1 8 2）。
- ⑬ 2019年7月12日の記事では、浜松市が同性愛者ら性的少数者（LGBT）のカップルを行政として証明する「浜松パートナーシップ宣誓制度」（仮称）の創設に向けて動き出したことが掲載されている（甲 B 1 8 3）。
- ⑭ 2020年2月13日の記事では「パートナーシップ制度 34自治体導入 課題も」という見出しで、「パートナーシップ制度」が全国の自治体で広がっているが、自治体の証明は民法や戸籍法上の「婚姻」と認めるものではなく法律上夫婦に保障する権利を持つことができない、との指摘が掲載されている。同性カップルに認められないことの例として、法定相続（民法）、子どもの共同親権（同）、健康保険の被扶養者（健康保険法）、所得税の配偶者控除・扶養控除（所得税法）、相続税の配偶者控除（相続税法）、労災時の遺族補償給付（労働者災

害補償保険法)、遺族年金(国民年金法、厚生年金保険法)、遺族給付金(犯罪被害者支援法)が挙げられている(甲B184)。

⑮ 2020年9月2日の記事では、LGBTなどの性的少数者のカップルを公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」が京都市で始まったことが掲載されている(甲B185)。

⑯ 2020年9月24日の記事では、長岡京市議会が、同性婚の法制化の議論を進め、早期に結論を示すよう国に求める意見書を可決したことが掲載されている(甲B186)。

⑰ 2020年11月20日の記事では、「「私たちに結婚の自由はない」パートナー制度5年 四国の今」という見出しで、香川県三豊市が初めて導入した「パートナーシップ宣誓制度」を利用するカップルが初めて二人の関係が公的に認められたこと、同制度は性的少数者のカップル関係を自治体が独自に証明するもので婚姻制度のような法的効力はなく、財産の相続権や子どもの共同親権などは認められていないことが掲載され、「いまだに私たちに結婚の自由はない。差別は解消されていない」として、二人が同性婚の法制化を求める訴訟を大阪地裁に起こしていることが掲載されている(甲B187)。

⑱ 2021年4月3日の記事では、姫路市で2021年度中にパートナーシップ制度を創設する予定であるため、それを前にパートナーシップ勉強会を開催し、制度の流れや他市の状況・内容を確認することが掲載されている(甲B188)。

⑲ 2021年4月24日の記事では、性的少数者のカップル関係を公的に認める松本市の「パートナーシップ制度」の適用第1号が誕生したことが掲載されている(甲B189)。

⑳ 2021年11月19日の記事では、青森県が、同性カップルを公認する「同性パートナーシップ宣誓」の制度の導入に向け検討を進めてい

ることを明らかにしたことが掲載されている。都道府県単位で実現すれば、東北地方では初めてとなる。これによると、同様の制度は自治体に広がり、国会で同性婚やパートナーシップに関する議論が進まない中、自治体が独自の取り組みで補完しているとの指摘が掲載されている（甲 B 1 9 0）。

⑳ 2022年10月15日の記事では、栃木県が9月から性的少数者カップルに公的証明書を発行する「パートナーシップ宣誓制度」を導入したことが掲載されている（甲 B 1 9 1）。

㉑ 2023年2月10日の記事では、蒲島郁夫知事が定例の記者会見にて、同性婚について「個人の思いを尊重する方に私は考えている」と述べ、同性婚を認めるべきだとの考えか問われ「個人の自由を強制しないということが大事だと思いますので、認めることと同じこと」と語ったことが掲載されている（甲 B 1 9 2）。

㉒ 2023年4月29日の記事では、盛岡市が性自認や性的指向の多様性を認め、同性・異性にかかわらずカップルとして結婚に相当する関係を尊重するパートナーシップ制度を導入することが掲載されている（甲 B 1 9 3）。

㉓ 2023年6月1日の記事では、世田谷区が、公的に認められた同性カップルについて、災害対応などに携わって死亡したパートナーを遺族補償の対象に含める制度を新設すると発表したことが掲載されている。区では、同性パートナーが対象外になっている制度の補完を進めている（甲 B 1 9 4）。

㉔ 2023年9月20日の記事では、LGBTQなどの性的少数者のカップルを公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」について、滋賀県知事は定例会見で、2024年度中の導入に向けた検討を始めると表明したことが掲載されている（甲 B 1 9 5）。

- ②⑥ 2023年10月18日の記事では、新潟県において、性的少数者のカップルを自治体が公的に認めるパートナーシップ制度の導入について、県民の66.2%が必要性を認めていることが県の意識調査で明らかになり、この結果を踏まえて県は今後の対応を検討するとのことが掲載されている（甲B196）。
- ②⑦ 2024年1月4日の記事では、福島県伊達市で、県内初のパートナーシップ制度が始まること掲載されている（甲B197）。
- ②⑧ 2024年3月6日の記事では、奈良県が性的少数者のカップル関係を公的に認めるパートナーシップ制度を導入することが掲載されている（甲B198）。
- ②⑨ 2024年4月2日の記事では、性的少数者のカップルなどの関係を公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」を今年度、山口市が導入し、第1号カップルが宣誓書を市役所に提出したこと、山口県では3月19日にパートナーシップ宣誓制度の要綱を公布し、施行は9月1日からであることが掲載されている（甲B199）。

イ 国政・選挙関係について

- ① 2016年6月18日の記事では、自民党が、同性婚などには否定的な姿勢は従来と変わらないとしつつ、「法の下での平等」を定めた憲法14条に照らし、性的少数者への差別が禁止されているとする見解を初めて示したこと、自民党政務調査会などが、党内の啓発用に問答集とパンフレットを作ったとの内容が掲載されている（甲B200）。
- ② 2016年7月5日の記事では、2016年の参議院議員選挙に関し、各党の公約に性的少数者（LGBT）の支援策が盛り込まれたこと、初めて選挙権を手にした18歳の女子大生が、同性愛の当事者として選挙戦に注目し「差別禁止法や民法改正で同性婚が認められたらうれし

いけれど、いまの自分にとっては、学校や職場で認められる社会になってほしい」と願う。」と掲載されている（甲 B 2 0 1）。

- ③ 2019年6月4日に記事では、立憲民主、共産、社民の野党3党が、同性婚を法律上認める民法改正案（婚姻平等法案）を衆院に共同提出したと掲載されている（甲 B 2 0 2）。
- ④ 2019年7月14日の記事では、「ジェンダー争点 異変の衆院選」 「同性婚・夫婦別姓 各党公約に」との見出しで、これまで選挙で争点になりにくかった同性婚や選択的夫婦別姓などジェンダーに関わる問題が、多くの政党で公約に盛り込まれ論戦でも話題になっていることが掲載されている（甲 B 2 0 3）。
- ⑤ 2021年2月26日の記事では「同性婚の法制化「憲法禁止せず」衆院法制局」との見出しで、衆院予算委員会の分科会にて、同性婚の法制化をめぐる質問があり衆院法制局が「憲法は同性婚を法制化することを禁止はしていない、すなわち認めているとの許容説は十分に成り立ちうる」と述べたことが記載されている。なお、内閣法制局は、「同性婚を認めることは想定されていない。想定されていないので、検討したことはない」と従来政府答弁をなぞり、憲法上禁止されているかどうかは明言しなかったと記載されている（甲 B 2 0 4）。
- ⑥ 2021年3月25日の記事では、公明党が「同性婚検討ワーキングチーム(WT)」を立ち上げ初会合を開いたことが掲載されている。同性婚を認めない民法や戸籍法の規定が憲法に違反するとして札幌地裁判決について衆院法制局などからヒアリングをしたとのことである（甲 B 2 0 5）。
- ⑦ 2021年3月26日の記事では、「同性婚求め緊急集会 最多の与野党 39人 自民も」との見出しで、同性婚を認めていない民法などの

規定は違憲と判断した札幌地裁判決を受け、同性婚の実現を求める緊急の集会が国会内で開かれたことが掲載されている（甲 B 2 0 6）。

- ⑧ 2021年5月3日の記事では、「最高裁長官「より身近な司法に」」との見出しで、大谷直人・最高裁長官が憲法記念日を前に会見を開き、夫婦別姓や同性婚を認めるよう求める裁判が相次いでいることについて、一般論としつつ「裁判官は新たな社会的問題について広い視野で判断することが求められる」と語ったことが掲載されている（甲 B 2 0 7）。
- ⑨ 2023年2月10日の記事では、婚姻は「両性の合意のみに基づく」とする憲法24条について、公明党の北側一雄副代表は記者会見で、「同性婚を排除するような規定ではない」と述べたこと、『のみ』というところに意味がある。合意に基づいて『のみ』、要するに他者から強制されて婚姻というのは成立するわけではありませんよという趣旨で理解をしている」と説明したことが掲載されている（甲 B 2 0 8）。
- ⑩ 2023年3月7日の記事では、立憲民主党が同性婚を法律で認めるための民法改正案を衆院に提出したと掲載されている。改正案は、現行の民法に「異性又は同性の当事者」間で婚姻が成立すると明記するのが特徴であり、これに伴い、婚姻に関する条文で「夫婦」の文言を「婚姻の当事者」などに改めるとしている（甲 B 2 0 9）。
- ⑪ 2023年5月7日の記事では、「選択的夫婦別姓・同性婚「賛成」自民支持の多数派占める」との見出しで、自民党支持層で夫婦別姓や同性婚に賛成する意見が多数派を占めていることが朝日新聞社と東京大学の谷口将紀研究室が2~4月に実施した共同調査で明らかになったと掲載されている。すなわち、同性婚についての調査でいうと、「男性同士、女性同士の結婚を認めるべきだ」との質問に対し、自民党支

持層でも賛成派(賛成及びどちらかといえば賛成)40%が、反対派24%を上回っている。なお、回答者全体では、賛成派50%、中立31%、反対派19%であった。これに対し、22年参院選を前にした候補者を対象に実施した調査では、同性婚について、自民の賛成派は14%にとどまり、反対派が30%にのぼった(甲B210)。

ウ 外交関係について

- ① 2012年1月19日の記事では、「同性婚を公表する大阪・神戸アメリカ総領事 パトリック・J・リネハンさん(58)」という見出しで、総領事館のホームページで同性婚を公表している同氏が、日経ブラジル3世のエマーソン・カネグスケさん(39)をハズバンドと呼び、昨年(2011年)9月の赴任時、日本政府が彼に「外交官の配偶者」としてビザを出したこと、「夫」は歴代総領事夫人が務める名誉職に就き、夫人同伴を請う招待状の多くも彼の名になっていることが掲載されている(甲B211)。
- ② 2017年11月25日の記事では、宮内庁の宮中行事の際、過去、夫婦で招かれる園遊会などに大使の同性パートナーが参加した実績はなく、外務省でも大使などの同性パートナーは「配偶者」とは認めず、夫婦で招かれる天皇誕生日の祝賀レセプションなど、外務省主催行事で招待状を送っていないことが掲載されている。もっとも、異性パートナーの場合は法律婚をしていなくても配偶者として接遇しており、フランスのオランド大統領が2013年に来日した際は、事実婚の女性パートナーが大統領とともに国賓とされ、宮中晩餐会に出席した。外務省の担当者は当時の経緯は分からないとしつつ「日本では異性間の事実婚は法的保護を受けている。同性パートナーと同列ではない」と話した、と掲載されている(甲B212)。

- ③ しかし、2017年11月28日の記事では、河野太郎外相が衆院予算委員会で、12月の天皇誕生日の祝賀レセプションの招待者や外務省が招く賓客について、「法律婚・事実婚あるいは同性、異性にかかわらず、配偶者またはパートナーとして接遇するよう指示した」と明らかにしたとの内容が掲載されている（甲B213）。同年12月28日の記事でも、外務省は12月22日に開いた「天皇誕生日祝賀レセプション」に、駐日外交公館幹部の同性パートナーを初めて招待したことが掲載されている（甲B214）。

エ LGBTをめぐる国内の動き

- ① 2015年5月26日の記事では、LGBTについての概略的な説明が掲載されており、LGBTをめぐる国内の動きの一部として、以下の点が掲載されている（甲B215）。すなわち、1994年に同性愛者への差別の撤廃を訴える日本初のパレードが東京で開催されたこと、2004年には性同一性障害特例法が施行され戸籍の性別変更が可能となったこと、2015年には東京都渋谷区が同性カップルを結婚に準じる関係と認める全国初の条例を施行したこと、同年、文部科学省が性的少数者の児童生徒への配慮を求める初の通知を発したこと（自認する性別の制服や体操着の着用を認める、職員トイレ・多目的トイレの利用を認める、宿泊行事で一人部屋の使用を認めたり、入浴時間をずらしたりすること）である。

オ 海外での動向等

- ① 検索結果で一番古いものとして1999年12月21日の朝日新聞の夕刊にて、「『同性婚、男女婚と権利イコール』 米で最高裁判決」との見出しで、アメリカ東部バーモント州の州最高裁で言い渡された判決が掲載されている。以降も、アメリカ各地で行われている同性婚訴訟や判決の内容が記事として掲載されている。アメリカのみ

ならず、他の国の同性婚に関する訴訟や判決、立法等の報道もなされている（甲 B 2 1 6）。

- ② 2017年5月25日の記事では、台湾で憲法解釈を担う司法院大法官會議で、同性婚を認めていない現行の民法は「憲法が規定する婚姻の自由や平等権に違反する」との違憲判断を示したこと、2年以内に法改正を図るよう促していること、政府側は、早急に対応する意向を表明したことが掲載されている（甲 B 2 1 7）。2019年5月18日の記事では、アジア初となる同性婚を認める特別法が台湾の立法院（国会に相当）で可決されたことが掲載されている（甲 B 2 1 8）。
- ③ 2023年2月24日の記事では、同性婚を法律で認めることについて岸田文雄首相が「家族間や価値観、社会が変わってしまう課題だ」と述べたことに対し、10年前に同性婚を法制化したニュージーランド（NZ）の社会は「変わらなかった」と、当時の国会議員が述べたこと等が次のように掲載されている。世界では、2001年のオランダを皮切りに33の国・地域で同性婚が認められており、NZでは13年、アジア太平洋の国としては初めて認められた。当時の地元紙氏の世論調査によると、反対の声も根強く、48%にもものぼっており、13年4月の法案採決時も賛成77、反対44であった。当時賛成票を投じた元議員のモーリス・ウィリアムソン氏も選挙区の有権者から反発を受けたが、「同性愛についてもっとも重要なことは、それが自然であるということだ」と述べ、10年前の議会でも「この法案によって私たちがしようとしていることは、愛し合う2人の人間が結婚という形で認められるようにすることです」「この瞬間、この法案に反対している人たちに対しては、こう約束します。明日も太陽は昇ります」と述べた。日本の世論は、10年前のNZよりも同性婚に賛

成する声が大きく、朝日新聞の世論調査では 72%、共同通信の調査でも 64%が賛成している。ウィリアムソン氏は「同性婚の法制化が混乱を引き起こすことはない。家族に影響を与えることはないし、マンションのローンを払えなくなることも、食べ物を買えなくなることもない。誰も傷つかない」と指摘する（甲 B 2 1 9）。

カ 企業や経済界での動きについて

- ① 2012 年 9 月 24 日の記事では、性的少数者（LGBT）の学生の就職活動に関して、日本企業に比べ外資系企業は採用に積極的であること、日本 IBM は昨年（2011 年）から日本で結婚が認められていない同性婚のカップルも結婚祝い金の支給対象にしたこと、グーグルは同性のパートナーでも扶養家族と同様の福利厚生サービスを受けられるようにしていることなどが掲載されている（甲 B 2 2 0）。
- ② 2013 年 4 月 7 日の記事では、女性同士による結婚式が東京ディズニーリゾートで初めて行われたことが掲載されている（甲 B 2 2 1）。
- ③ 2013 年 9 月 7 日の記事では、熊本市のウェディングプランナーが同性カップルのための挙式サービスを始めたことが掲載されている（甲 B 2 2 2）。
- ④ 2014 年 11 月 3 日の記事では、同性カップルによる同性婚式を受け入れるホテルや式場などが増えてきていることが掲載されている（甲 B 2 2 3）。
- ⑤ 2015 年 1 月 15 日の記事では、自然派化粧品を販売する「ラッシュジャパン」が、性的少数者「LGBT」の支援の一環として、社員が同性を配偶者として届け出られる人事制度を採り入れることが掲載されている。同社は、正社員が同性を配偶者としての届け出があっ

た場合、異性のカップルと同じように結婚祝い金の支給をしたり、慶弔休暇を取れるようにしている（甲 B 2 2 4）。

- ⑥ 2016年2月19日の記事では、「同性婚対応 動く企業 パナソニック規則改め容認へ」という見出しで、パナソニックが同性のパートナーも結婚を同じように認める方針を明らかにしたことが掲載されている。同社は就業規則の「配偶者」や「結婚」の定義を変え、運用対象の拡大を考えるもので、同性パートナーも慶弔休暇や介護の制度を使えるようにする。また、日本 IBM は「同性パートナー登録制度」を開始し、同居で家計が同一などの条件を満たしたパートナーを登録し、慶弔金などを受け取れるように、オークローンマーケティングでは慶弔規程を変更し、同性パートナーでも結婚休暇などをとれるように、NTT ドコモでは生計をともにする同じ住所のパートナーに家族割引などを適用し、レナウンでは自治体の証明書があれば結婚や介護の制度を同性のパートナーに適用することが記載されている（甲 B 2 2 5）。
- ⑦ 2016年7月23日の記事では、IT 大手の楽天が、自社グループ会社が営む5つのサービスで性的少数者に配慮した取り組みを新たに始めると発表したことが掲載されている。社内規程も改め、9月から同性パートナーも配偶者と認めて見舞金など福利厚生の対象にする。新たな対応として、同性パートナーに家族カードを発行可能にすること（楽天カード）、同性パートナーを死亡保険金の受取人に指定可能とすること（楽天生命保険）、結婚式場紹介サイトで同性婚歓迎の式場情報を提供すること（楽天）などである（甲 B 2 2 6）。
- ⑧ 2021年4月6日の記事では、京都信用金庫が、同性婚や事実婚のパートナーを「配偶者」として、共同名義で住宅ローンを借りられるようにすると発表したことが掲載されている（甲 B 2 2 7）。

- ⑨ 2021年8月6日の記事では、「同性カップルも二人で一緒に 住宅ローン 金融機関で広がる」との見出しで、同性カップルが夫婦と同じように2人で一緒に申し込める住宅ローンが増えていることを紹介している。りそな銀行は、同性のカップルが互いに連帯保証人になってそれぞれがお金を借りる「ペアローン」や、1人が契約者、もう1人が連帯保証人となって収入を合算して審査を受けるローンの扱いを始めた。地域金融機関の間でも、地元の自治体の「パートナーシップ制度」の導入などの動きに合わせて同様のローンを取り扱う動きが広がっている（京都信用金庫、広島銀行、北陸銀行など）（甲 B 2 2 8）。
- ⑩ 2023年6月16日の記事では、経済同友会の代表幹事が定例記者会見で、同性婚を認めることに賛成するとしただけで、社会制度の在り方を同友会で議論していく考えを明らかにしたことが掲載されている（甲 B 2 2 9）。
- ⑪ 2023年6月20日の記事では、創刊30周年を迎えた結婚情報誌「ゼクシィ」（リクルート社）では、2012年頃から同性カップルのウェディング事例を紹介するようになり、以降も多様な「結婚」を後押ししてきたことが掲載されている（甲 B 2 3 0）。

キ 教科書の記載について

- ① 2017年4月22日の記事では、2017年度から使われている高校家庭科の教科書で「LGBT」は初登場したこと、教科書検定に合格し18年度から使われる教科書にはさらに、高校の政治・経済、世界史、倫理、英語の計5点でLGBTなど性的少数者に関する記述が掲載されたことが紹介されている（甲 B 2 3 1）。
- ② 2023年1月30日の記事では、文部科学省が12年ぶりに改訂した教員向け手引「生徒指導提要」に、性的マイノリティーの子どもへ

の対応が初めて盛り込まれたことが掲載されている。改訂版では、「性に関する課題」と題した章に、『性的マイノリティ』に関する課題と対応」という項目を立てている。性同一性障害特例法について説明し、LGBT という用語を説明するなかで「同性愛者」や「両性愛者」にも言及し、LGBT の 4 分類の他にも「多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在します」としており、さらに「いまだに偏見や差別が起きている」との現状認識を示し、そのうえで当事者が性的指向や性自認を隠しておきたい場合があることも踏まえ、子どもが相談しやすい環境を整えるよう求めている（甲 B 2 3 2）。

ク 読者（当事者）からの投書

2005 年 1 月 22 日の記事では、「結婚願う思い、同性愛者にも（声）【大阪】」という見出しで、同性愛者である看護学生（19 歳）が同性愛者でも結婚を認めるべきであるとの意見を述べている。米国では同性婚についての関心も高く、大統領選挙でも争点となっていることも言及されている（甲 B 2 3 3）。以降の記事でも、同性婚を認めてほしいとの読者の意見は多数みられる。

(2) 日経テレコン

日経各紙(日本経済新聞朝夕刊、日経産業新聞、日経 MJ(流通新聞)、日経金融新聞など)の記事が検索できるものである。掲載記事の一部は以下のとおりである。

- ① 2023 年 9 月 4 日の記事では、「同性婚に企業が賛同、結婚休暇や祝い金を適用 税など壁」という見出しで、同性婚に賛同を表明する企業が増えていることが紹介されている。PwC ジャパングループは、同性パートナーを持つ社員にも結婚休暇や祝い金を付与するほか、LGBT などへの理解を深めるため当事者による講演会や勉強会を開催する。ソニーグループは全社員を対象に e ラーニング研修で LGBT などの性的少数者

に関する基礎知識を説明し、LGBTなどの活動家を招くセミナーも開いている。福利厚生制度では、同性パートナーを持つ社員にも結婚祝い金や弔慰金を支給する。同性パートナーを帯同して転勤する際には、引っ越し費用や借り上げ社宅の補助に関し、配偶者に適用される制度を用いる。KDDIは社員の同性パートナーも社内制度上の配偶者に含め、結婚祝い金や配偶者同行休職、単身赴任手当や住宅手当などを付与している。20年からは同性パートナーとの子を家族として扱う「ファミリーシップ申請」を開始し、育児休職や子の看護休暇、出産祝い金などの適用対象としている。

一方、同記事では、同性婚が認められていない日本では企業が対応できることに限界もあることが指摘されている。企業が用意する休暇や手当は社内規則の変更などで対応できるが、税金や社会保障など国の制度に関係するものには同性婚が認められていないことで制約が出てくる。女性の同性カップルにおいて、知人から精子提供を受けて子を出産した場合（なお、親権があるのは片方のみとなる）、勤務先の制度で育休を取得できるが、しかし、育児休業給付金は雇用保険から支給され、法律婚か事実婚の異性カップルでないと受け取れない。結婚ができないと法定相続人になれないなど、人生の様々な場面で不利益に直面する（甲 B 2 3 4）。

③ 2023年12月26日の記事では、株式会社電通のプレスリリースが掲載されている。「電通、事実婚・同性パートナーを配偶者とする人事制度を拡大」という見出しで、株式会社電通が、事実婚・同性婚パートナーを配偶者とする人事制度を拡大すること、これにより、各種手当・赴任・保険・慶弔金について、事実婚・同性婚パートナーをもつ従業員には、配偶者と同等の制度が適用されるとの内容である。電通では、2019年に事実婚・同性婚パートナーを配偶

者とする人事施策を導入し、結婚休暇や服喪休暇などの休暇施策、育児・介護休業、勤務時間に関する制度を改定したが、今回は、災害補償、配偶者の転勤・転職に伴う退職及び再雇用、海外勤務、国内赴任、社宅、総合福祉団体定期保険、慶弔金に対象を拡大した（甲 B 2 3 5）。

2 法律系の書籍における「同性婚」の言及

(1) O P A Cによる調査

O P A Cとは、Online Public Access Catalog の略であり、一般的にはオンライン目録といわれ、コンピュータの端末機を利用して、著者名・書名・分類・件名・出版者名・出版年等から図書を検索ができる目録である。

東北大学O P A Cでは、「同性婚」による文献検索で、35件がヒットした。最新のものでは、「結婚の自由をすべての人に」訴訟全国弁護団連絡会著の『同性婚法制化のためのQ&A』（岩波書店、初版、2024年2月）や千葉勝美著の『同性婚と司法』（岩波書店、初版、2024年2月）などがヒットする。また、東京大学O P A Cでは、「同性婚」による文献検索で46件がヒットし、多くの書籍等が出版されていることが分かる。

(2) 「リーガルライブラリー」を用いた調査

法律書籍等検索サイトである「リーガルライブラリー」（以下「ライブラリー」という。）において、「本文」による検索で検索ワード「同性婚」を入力すると116件がヒットし、雑誌を除く97件の書籍で「同性婚」への言及が認められた。ライブラリーは、法律家のためのリーガルリサーチシステムであり、法律書籍や官公庁の資料、パブリックコメントなど総計2000件以上の文献を収録している。ライブラリーは、「本文」と「書籍名」の2つから文献の検索が可能である。「本文」による検索は、文献中に記載されている文言を探す検索方法である。そのため、ライブラリーで検索し

た際の検索ワードが文献内に記載されていれば、検索結果で当該検索ワードが記載された文献がヒットして閲覧することができる。

第13 諸外国の動向

1 同性間の婚姻を可能とした国・地域が増加し続けていること

- (1) 本件家事審判申立書では、同性婚を可能とする国・地域は2024（令和6）年1月1日時点で36か国に及んでいることを述べたが、その後も同性婚を認めた国が増加している。
- (2) 2024年2月、ギリシャで同性間の婚姻を認める法案が可決された。保守的なキリスト教正教会が大きな影響力を持つ国で初めて同性婚が認められた点が非常に注目される（甲B236）。
- (3) また、タイでは、2024年3月に下院で、6月に上院で同性婚を認める法案を賛成多数で可決した。同性カップルに男女の夫婦と同等の法的権利を認める内容で「結婚平等法」と呼ばれる。ワチラロンコン国王の同意を経て今秋にも発効するとみられ、台湾、ネパールに続きアジアで3例目、東南アジアで初となる見通しである（甲B237）。
- (4) このように同性間の婚姻に係る法制度導入の流れについては止まるところなく続いており、同性婚を可能とする国・地域は、2024年6月時点で、37か国（タイを含めると38か国）に及んでいる。

2 欧州諸国の登録パートナーシップ制度の発展と現状

- (1) 1989年、同性カップルを法的に保護するための法制度として、デンマークで初めて登録パートナーシップ制度が導入され、その後、同様の制度（各国によって呼称や具体的な制度内容は異なるが、以下では総称して「登録パートナーシップ制度」という。）がヨーロッパ諸国を中心に広がり、ノルウェー（1993年）、アイスランド（1996年）、オランダ（1998年）、ドイツ（2001年）、フィンランド（同年）、ルクセン

ブルク（２００４年）、ニュージーランド（同年）、イギリス（２００４－２００５年）、オーストリア（２００９年）、アイルランド（２０１１年）、イタリア（２０１６年）等において導入された。

- (2) 多くの国の登録パートナーシップ制度は、同性カップルのみを対象としているが、異性カップルをも対象とするものもある（オランダ、ニュージーランド等）。登録パートナーシップ制度の法的効果は、公的機関への登録を経たカップルに対して婚姻から生じる法的効果の一部または全部を付与する点で共通するものの、その内容は国ごとに大きく異なっている。婚姻とほとんど同じ法的効果を認める国もあれば、社会保障に関する権利、税制上の優遇措置、養子制度、関係の解消方法などで婚姻と異なる制度を導入している国もある（甲 B 2 3 8 ・ 3 2 頁、甲 B 2 3 9 ・ 1 1 頁の表参照）。
- (3) しかし、登録パートナーシップ制度と婚姻との間の差異は、訴訟やこれを受けた法改正が重ねられたこと等により、次第に解消され、登録パートナーシップ制度の内容は婚姻に近似していった、複数の国において、最終的にいわゆる同性婚が導入され、法律婚制度の対象が法律上同性のカップルにも拡大されるに至っている。法律婚制度の対象拡大に際して従前の登録パートナーシップ制度の廃止あるいは新規登録の停止をした国がほとんどであるが、オランダやイギリスなどのように、法律上同性のカップルだけでなく、法律上異性のカップルも利用可能な制度として現在も存続している国も存在する（甲 B 3 4、甲 B 2 4 0）。
- (4) また、登録パートナーシップ制度ほどには強力な法的効果を望まないカップルに関して、一定の同棲関係に対して主に財産法上の法的効果を与える法定同棲と呼ばれる制度を設けている国（ベルギー、スウェーデン）や、当事者の契約によって権利及び義務を設定し公的機関に登録することで第三者や国に対してカップルであることを対抗することができるように

なる市民連帯協約（PACS）の制度を設けている国（フランス）もあるが、これらの制度は、婚姻制度と併存するものであり、異性カップルであるか同性カップルであるかを問わず利用することができる。このような制度を設ける国においては、婚姻制度についても、ベルギーでは2003年に、スウェーデンでは2009年に、フランスでは2013年にその対象が法律上同性カップルにも拡大されている（甲B34・28-29頁）。

- (5) このように、登録パートナーシップ制度等を導入したほとんどの国々では、①カップルを法的に保護するための制度を法律婚制度のみとし、法律上同性か異性かにかかわらずその利用を認めるか、②法律婚制度のほかに、登録パートナーシップ制度、法定同棲、PACSなど複数の制度を併存させるが、法律上の性別に関係なく、いずれかの制度を当事者の意思により選択できるか、のいずれかに収斂している（甲B34・27-29頁）。
- (6) つまり、欧州諸国における登録パートナーシップ制度の歴史を見ると、異性カップルに対してのみ法律婚制度を利用可能とし、同性カップルに対して登録パートナーシップ制度等を用意しているから足りると判断した国は見当らなくなったということである。日本においても一部の地方自治体が登録パートナーシップ制度等を設けているが、それでは憲法13条・24条、14条の要請を満たすことはできないというべきなのである。

3 英米における動向

(1) アメリカ合衆国

アメリカでは、2015年6月26日、連邦最高裁によって、いわゆる Obergefell 判決（*Obergefell v. Hodges*, 576 U.S. 644 (2015)）が出された。ケネディ裁判官執筆の法廷意見は、同性婚を禁止する州法や他の州で同性婚を認めた法律の効力を否定する州法について、これらは合衆

国憲法修正 14 条に定めるデュー・プロセス条項と平等保護条項とに違反しており、同性婚を「婚姻」として容認すべきである判断した。その骨子は、以下の通りである（甲 B32、甲 B100）

法廷意見は、「婚姻は人間の最も基本的な欲求から生じるもので、我々の最も深遠な希望と願望の実現に必要不可欠なものである」として婚姻の重要性を強調した上で、婚姻の歴史は継続性と変化の両面を有するとする。そして、長きにわたって婚姻の権利が憲法上保障されると判断してきた連邦最高裁判例は、異性間の関係を前提としていたことは否定できないが、婚姻の権利を定義する中で、婚姻の本質を見出してきたとする。この婚姻の本質は、以下の「4つの原則と伝統」(principles and traditions)から成るとする。

- ① 婚姻に関する選択権は、個人の尊厳に関わる自律性に由来するもので、婚姻の本質は、二人の人間が永続的な絆を結んで共に相手の自由を理解し自律することである。
- ② 婚姻の権利は、二人の結び付きにとってかけがえのない重要性を有するものであり、永続的な人格的絆の要素となるものである。
- ③ 婚姻の権利は、子どもや家族にとってのセーフガードになる側面を有しており、この点から子どもの養育する権利、生殖の権利、教育の権利が引き出される（もつとも、子どもをもうけることは婚姻の条件ではないと付言している。）。
- ④ 婚姻の権利は、社会秩序の要であり、州法によって重要な地位を付与されている。

これらの4つの原則と伝統は、いずれも同性カップルにも等しく適用されるものであり、婚姻を異性カップルに限定することが「婚姻する基本的権利の中核的意義に反することは今や明白である」とする。

これに加えて、「同性カップルの婚姻する権利」は、合衆国憲法修正14条の法の平等保護の保障にも由来するとした。「デュー・プロセス条項と平等保護条項は独立した原則として規定されているものの、深く関連している」とし、両条項のダイナミックな相互作用は同性婚にも当てはまり、「平等保護条項は、デュー・プロセス条項と同様に、婚姻する基本的権利に対する正当化事由のない侵害を禁じている」とする。

以上より、「婚姻する権利は個人の自由に内在する基本的権利であり、合衆国憲法修正14条のデュー・プロセス条項及び平等保護条項に基づき、同性カップルはそのような権利と自由を奪われてはならない」とし、問題となっている州法は、異性カップルと同一条件の婚姻から同性カップルを排除する限度において、違憲・無効であると判断した。

ケネディ裁判官執筆の法廷意見は、最後に次のような文章で締めくくられている。「結婚ほど深遠な結び付きは存在しない。それは、愛、忠誠、献身、自己犠牲そして家族の至高の理念を体現しているのだから。同性婚を訴える申立人の望みは、文明の最も古い制度から締め出されて、孤独の内に生きるべしという宣言をされないことである。憲法は、彼らに同性婚の権利を付与しているのだ」。

この締めくくりの一文が述べるところや、婚姻の本質を構成する「4つの原則と伝統」は、アメリカ連邦最高裁の法廷意見ではあるものの、国籍を問わず全ての人間に当てはまる普遍性を有しているとみるべきであって、本件家事審判の判断においても十分に吟味されるべき内容を含んでいる。

(2) イギリス

イギリスでは、2004年にシビルパートナーシップ制度（以下、この項目において「CP制度」という。）が創設されたが、利用対象者は当初、同性カップルに限定されていた。CP制度では、相続権をも含む婚姻と同等の法的権利及び義務が付与されるが、不貞行為等の性的関係に関する規律が存在しないことや婚姻に要求される儀式を伴わないことなど相違点もある。

その後、イギリスでは、2013年1月に婚姻を同性間に広げる法案が国会に提出され、同年7月に2013年同性婚法が成立した（2014年3月29日施行）。国会における法律において同性婚を実現したところに特徴がある。

さらに、イギリスでは、他国とは異なりCP制度を残したまま同性婚が制度化されたため、同性カップルにはCPか婚姻かの選択肢があるのに対して、異性カップルには婚姻のみという新たな不平等が生じた。これに対して、非婚の異性カップルが、CP制度が異性間に適用されないことは欧州人権条約8条の「家族生活」に関わるものであって14条の差別禁止規定に反するとして提訴した（Steinfeld 訴訟）。連合王国最高裁判所は2018年6月27日の判決において、同性婚の制度化の時に同性間CPを廃止せず異性間にCPを広げなかったことで差別が生じたとして原告らの主張を認め、2004年シビルパートナーシップ法の規定が欧州人権条約に不適合であるとして、1998年人権法に基づき不適合宣言を発出した。この差別を撤廃し不平等を是正するために異性間CP制度導入の立法がなされ、2019年12月より、イギリスでは異性カップルか同性カップルかを問わずCPか婚姻かという2つの制度から選択ができるようになった（以上について、甲B34・29-31頁、甲B241）。

イギリスの例からCP制度のような婚姻類似制度を同性カップルにのみ認めた場合には、異性カップルに認められる婚姻との不平等が問題となるとと

もに、CP 制度を利用できる同性カップルと利用できない異性カップルとの不平等が問題となり得ることが示される。

第 1 4 国連・国際人権法の動向

1 憲法と国際人権法

日本国憲法は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており（憲法 98 条 2 項）、国際人権法を参照することを許容するだけではなく、要請していると考えられる。国際人権法が、法律による具体化等の必要なしに裁判規範として直接適用可能か否かについては諸説あるが、日本国憲法においては国会の承認を得て締結される条約は公布（憲法 7 条 1 号）によって国内的効力を生ずるのであり、少なくとも国際人権法に国内的効力が認められる以上、裁判所は、国際人権法に照らして国内法令の司法審査をするという条約適合性審査が可能である（第 2 次選択的夫婦別姓訴訟（最大決令和 3 年 6 月 23 日）の宮崎・宇賀反対意見参照）（甲 B 2 4 2）。そして、憲法解釈においても、憲法解釈に複数の可能性がある場合に、可能な限り、国際人権条約に適合的なものを選択するという意味での、憲法の条約適合的解釈を憲法 98 条 2 項は要請していると解する。さらに、憲法よりも国際人権条約の保障の方が広かったり、詳細である場合には、国際人権条約の規定の内容を、解釈を通じて憲法の内容に取り込むことも考えられる（甲 B 2 4 3）。

また、裁判所が国際人権法ないし条約機関の勧告（総括所見や一般的意見等）を適用する方法としては、これらを立法事実として考慮するという方法もある。例えば、国籍法違憲訴訟判決（最大判平成 20 年 6 月 4 日）の法廷意見は、「国際的な社会的環境等の変化」を表すものとして、自由権規約及び児童の権利に関する条約に児童が出生によっていかなる差別も受けないとする趣旨の規定が存することに言及している。また、婚外子法定相続分違憲

訴訟決定（最大決平成 25 年 9 月 4 日）は、民法 900 条 4 項の合理性に関連する種々の事柄の変遷の一つとして、自由権規約及び児童の権利に関する条約、さらに自由権規約委員会の総括所見を援用し、「子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきている」ということを導いている。上記の第 2 次選択的夫婦別姓訴訟（最大決令和 3 年 6 月 23 日）の宮崎・宇賀反対意見も、2015 年の夫婦別姓訴訟判決（最大判平成 27 年 12 月 16 日）以降の「事情の変化」を考慮する判断材料として、女子差別撤廃委員会の度重なる日本政府への勧告（総括所見）を用いて、立法裁量を限界づけ、憲法 24 条違反を導き出している。

以下では、国際人権法の動向について論じ、憲法 13 条、24 条が同性カップルにも婚姻の自由を保障していると解釈することや民法上の婚姻に同性カップルの婚姻が含まれると解釈することが国際人権法に適合的な解釈であること、また、そう解釈すべきことを基礎づける国際人権法ないし条約機関の勧告等の立法事実が存することを論じる。

2 性的指向に基づく差別の禁止

国際人権法において、成文化された規範である世界人権宣言(1948 年) や市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」という。）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（以下、「社会権規約」という。）（いずれも 1966 年）、その他の各種人権条約に性的指向(sexual orientation) という文言は存在しない。

しかし、人権条約上の司法機関として設置されているヨーロッパ人権裁判所や米州人権裁判所、アフリカ人権裁判所といった国際裁判所及び準司法機関として各条約の履行監視を任務とする条約機関の豊富な実践のもと、条約上に文言として存在しないものの、性的指向に基づく差別は、国際人権法上禁止され

るとの解釈が確立している。性的指向に基づく差別は、人種や出自、皮膚の色などに基づく差別に等しく、権利の制約を正当化するには、その目的や手段について、厳格な立証が求められる（甲 B 2 4 4）。

3 家族生活の尊重を受ける権利

また、同性間のパートナー関係が直接的に援用し得る権利として、家族生活の尊重をうける権利がある（自由権規約 17 条、ヨーロッパ人権条約 8 条等）。典型的な自由権的性格から導き出される国による不介入の義務（消極的義務）とともに、家族としての平穏な生活が営めない場合、国は立法・行政・司法その他の適切な措置を通じて実効的に保障するための措置を講じなければならない（積極的義務）。

同性間のパートナー関係も、家族生活の尊重を受ける権利にいうところの「家族」に該当するという解釈に、現在、ほとんど異論はない。問題はこの権利を実現するための国の積極的義務であるが、例えば、2015 年にヨーロッパ人権裁判所はオリアリほか対イタリア事件判決において、同性間のパートナー関係が制度的保障の対象となっていない現状は、家族生活の尊重を受ける利益（ヨーロッパ人権条約 8 条）を侵害しているとの判断を示した。同裁判所は、個別法による保障や裁判による解決は安定的に同性カップルに保護を与えるものではなく、同性カップルは法制度による保障をうける利益を有していること、また、本件で争われている権利が個人の存在やアイデンティティの側面をもつ中核的な権利であることなどから、国レベルの法制度が構築されていない当時のイタリア法の現状を、自由権規約 17 条に相当するヨーロッパ人権条約 8 条に違反すると認定した（甲 B 2 4 4・甲 B 2 4 5、1 4 3－1 4 8 頁）。

4 婚姻する権利

世界人権宣言や主たる人権条約には「婚姻する権利」も規定されている（世界人権宣言 1 6 条、自由権規約 2 3 条、ヨーロッパ人権条約 1 2 条等）。これ

らの規定は、人種や民族身分などにより婚姻が制限され、婚姻関係の中でも性別による不平等があった反省のもとに、婚姻そのものも人権の1つに位置づけられたという経緯による。しかし、婚姻する権利については、享有主体の主語が「すべての人」や「何人も」ではなく、「男女」となっており、国に課された義務として規定を解釈する場合、この限定的な文言を無視することはできない。国際人権法は、これまで法制度の選択について国家裁量を広く捉える傾向にあったものの、近年では、法制度は最終的に婚姻の性別制限の撤廃に向かうべきとの解釈も有力に主張されている。

例えば、2017年にコスタリカの諮問に対する勧告的意見の中で、米州人権裁判所は、婚姻の性別制限の撤廃を条約上の義務と位置づけた。各国の事情に応じて別制度の構築という選択も許容しつつ、それはあくまで過渡的なものとして最終的に性別制限の撤廃へと進むべきとの解釈である（甲B244）。このように、国際人権法上、同性カップルの法制度の構築にはある程度の裁量の余地が国家に認められるとしても、登録パートナーシップ制度等の婚姻類似の制度を設けることは原則として差別にあたり、あくまで過渡的に必要な限度において正当化されうるにすぎない。既存の法制度、すなわち婚姻を同性カップルに認めることこそ、国際人権法により国家に課せられた積極的義務の履行のために簡潔かつ効果的な選択である。米州人権裁判所の勧告的意見は、同性カップルに関する法制度の構築のあり方について、国際人権法の解釈からこのように制限を科している。

5 日本の義務履行に関する勧告等

条約機関の勧告（総括所見や一般的意見等）については、一般に法的拘束力がないとも言われるが、その条約の専門家で作成される条約機関の勧告は国内の人権状況改善への重要指針であるから、締約国はそれを誠実に遵守し、条約機関の条約解釈と乖離がある場合にはそれを埋める努力が求められる。国際人権条約を締結した以上、条約機関の意見・見解に可能な限り顧慮すること

が、憲法 98 条 2 項の「日本国が締結した条約……を誠実に遵守すること」に
適うと考えられる（甲⑧甲 B2 4 2）。

日本は、同性間のパートナー関係に関する人権保障上の国の義務履行につい
て、これまで様々な改善勧告を受けている（以下、甲 B2 4 5・3 4 2－3 5
8 頁）。

(1) 自由権規約委員会

2008 年、自由権規約委員会が採択した総括所見において、初めて性的マ
イノリティに直接的に言及する勧告が日本に対して行われた（甲 B2 4 6・
甲 B2 4 7）。

29. 委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダ
ー（性 転換）の雇用、住宅供給、社会保障、健康、教育、その他法により
定められた分野（例えば公営住宅法第 23 条 1 項が婚姻または婚姻関係にな
い異性のカップルのみを対象としているため、婚姻していない同性カップル
が公営住宅を借りられない例や、配偶者暴力防止法が同性のパートナーによ
る暴力からの保護を排除している例にあるように）における差別に懸念を
有する。（第 2 条 1 及び第 26 条）

締約国は、規約第 26 条に関する委員会の解釈に則り、差別を禁止する事
由に 性的指向が含まれるように法律を改正することを検討し、未婚の異性
の同棲カップルと同性の同棲カップルが平等に扱われることを確保すべきで
ある。

ここでは、差別が禁止される事由として性的指向を法律に明記すること、事
実婚の異性間のパートナー関係と同性間のパートナー関係を等しく処遇するこ
との 2 つの勧告が含まれている。

また、2014年、自由権規約委員会は、あらためて次のような総括所見を公表した（甲B248、甲B249）。

11. 委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に係る社会的嫌がらせ及び非難についての報告、及び自治体によって運営される住宅制度から同性カップルを排除する差別規定についての報告を懸念する（第2条及び第26条）。

締約国は、性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法を採択し、差別の被害者に、実効的かつ適切な救済を与えるべきである。締約国は、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化し、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの人々に対する嫌がらせの申立てを捜査し、またこうした固定観念、偏見及び嫌がらせを防止するための適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルで、公営住宅制度において同性カップルに対し適用される入居要件に関して残っている制限を除去すべきである。

2014年の総括所見は、2008年の総括所見の勧告が達成できていないため、より具体的に規定され、性的指向や性自認にとどまらず、包括的な反差別法の採択、効果的な救済や啓発活動、具体的な事案処理など、幅広い視点での対応を求めている（これに対応して、第7回国家報告（2020年）が作成されている）。

2022年、自由権規約委員会は、第7回国家報告（2020年）に対して、申立書37頁でも言及した次のような総括所見を公表した（甲B35、甲B36）。

10. 委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別と闘い、平等な取扱いに関する啓発をするために締約国が採った措置に留意する。しかしながら、委員会は、性的指向及び性自認に基づく差別を明示的に禁止する法律が存在しないことに懸念を抱いている。さらに、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々が、特に公営住宅、戸籍上の性別の変更、法律婚へのアクセス及び矯正施設での処遇において差別的な扱いに直面していることを示す報告に懸念を抱いている（第 2 条及び第 26 条）。

11. 委員会の前回の勧告に従って、締約国は以下のことを行うべきである。

- (a) レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人々に対する固定観念及び偏見と闘うための啓発活動を強化すること。
- (b) 同性カップルが、公営住宅へのアクセス及び同性婚を含む、規約に定められている全ての権利を、締約国の全領域で享受できるようにすること。
- (c) 生殖器又は生殖能力の剥奪及び婚姻していないことを含む、性別変更を法的に認めるための正当な理由を欠く要件の撤廃を検討すること。
- (d) トランスジェンダーの被収容者に対する標準的な取扱いとして独居拘禁が使用されないようにするため、2015 年のトランスジェンダーの被拘禁者の取扱いに関するガイドラインとその実施を見直すことを含め、矯正施設におけるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの被収容者に対する公正な取扱いを確保するための必要な措置を講じること。

この勧告 11 (b) のうち、公営住宅については、上記 2008 年の勧告から続く勧告内容であるが、同性婚への言及はこの勧告が初めてである。自由権

規約の履行監視機関がこのような勧告を採択した意味は大きく、この勧告を踏まえて、憲法13条・24条の婚姻の自由や民法上の婚姻について解釈する必要がある。

(2) 社会権規約委員会

社会権規約委員会は、2013年、第3次国家報告書（2009年）に対する総括所見において、次のような懸念を表明している（甲B250・甲B251）。

10. 委員会は、締約国が法改正を行う際、本規約の下の義務の遵守を確保しようと努力しているものの、規約の権利に関する限りにおいて、女性、非嫡出子及び同性のカップルに対する差別的規定が締約国の法制度に存在し続けていることに懸念をもって留意する（第2条2）。

委員会は締約国に対して、これらの人々を本規約の権利の行使及び享受に関連して直接的又は間接的に差別をしないことを確保するため、関連する法律を包括的に検討し、必要な場合には、改正することを要求する。

社会権規約2条2項は、「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」と規定するが、社会権規約委員会はこの規定には性的指向と性自認が含まれると解釈している。上記勧告における「同性のカップルに対する差別的規定」とは、同性間でパートナー関係にある人々が人権享有主体として想定されておらず、法律婚のみならず事実婚の状態からも排除されている現状を指しており、裁判所は上記勧告も踏まえた判断をすべきである。

(3) 女性差別撤廃委員会

女性差別撤廃委員会は、2016年、日本に対する総括所見で初めて性的マイノリティに関する次のような勧告をしている（甲B252・甲B253）。

46. 委員会は、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBTの女性及び移民女性といったその他の女性が複合的かつ交差的な形態の差別を引き続き経験しているとの報告を懸念する。委員会は特に、こうした女性たちの健康、教育、雇用へのアクセスが引き続き限られていることを懸念する。

47. 委員会は、締約国がアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBTの女性及び移民女性が経験している、健康、教育、雇用へのアクセス及び公的活動への参画とともに健康・教育サービスや職場での経験においても影響を与える、複合的かつ交差的な形態の差別を解消するための努力を積極的に行うことを要請する。

女性差別撤廃条約は「女性（Women）」に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約であることから「LBTの女性」が対象となっているものの、やはりここでも同性間のパートナー関係に関する人権保障を含めた差別の解消が求められている。

(4) 児童の権利委員会

2019年、児童の権利委員会は、性的マイノリティについて次のような勧告を公表した（甲B254、甲B255）。

17. 委員会は、嫡出でない子に同一の相続分を認めた「民法の一部を改正する法律」の改正（2013年）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の採択（2016年）、及び対話の際に挙げられた意識啓発活動に留意する。委員会はまた、強姦罪の構成要件を見直し、男子にも保護を与えた刑法の改正（2017年）も歓迎する。しかしながら、委員会は以下を依然として懸念する。

- (a) 包括的な反差別法が存在しないこと。
- (b) 嫡出でない子の非嫡出性に関する戸籍法の差別的規定（特に出生届に関するもの）が部分的に維持されていること。
- (c) 周縁化された様々な集団に属する児童に対する社会的差別が根強く残っていること。

18. 委員会は、締約国に対して以下を要請する。

- (a) 包括的差別禁止法を制定すること。
- (b) 嫡出でない子の地位に関するものを含め、根拠にかかわらず、児童を差別する全ての規定を廃止すること。
- (c) アイヌを含む民族的少数者の児童、被差別部落出身の児童、韓国・朝鮮人（Korean）等の日本国籍以外の児童、移住労働者の児童、LGBTIの児童、婚外子並びに障害児に対する実質的な差別を減らし、防止するために、意識啓発プログラム、キャンペーン及び人権教育を含む措置を強化すること。

ここでは、周縁化された集団の一つの例として性的マイノリティの子どもたちが明記され、実質的な差別を解消・防止するよう求められている。

(5) 国連人権理事会・普遍的定期審査

2006年に国連人権理事会の発足とともに開始された「UPR（普遍的・定期的レビュー）」制度は、国連加盟国同士の相互審査（ピア・レビュー）を

通じて、人権状況の底上げを図るための制度である。日本は、第1巡審査（2008年）では1か国から、第2巡審査（2012年）では5か国から性的マイノリティ関連の勧告を受けていた。2017年の第3巡審査では、性的マイノリティに対する勧告が13か国から出され、スイスとカナダから次のように同性間のパートナー関係に関する法制度化の勧告を受けた（甲B256・甲B257）。

161.71. 性的指向に基づく差別の撤廃に関する前向きな進展を継続し、国レベルで同性婚を承認すること。（スイス）

161.73. 同性婚の公式な承認を国レベルに拡大するなど、地方自治体及び民間企業が性的指向及び性自認に基づく差別を撤廃するための努力を促進すること。（カナダ）

さらに、2023年の第4巡審査ではアメリカ、アルゼンチン、メキシコ等9か国から同性間のパートナー関係に関する法制度化の勧告を受けている。これらの勧告は、他国から日本に対する期待の表明といえ、この勧告を踏まえて判断することが求められる（甲B245）。

以 上